

那須塩原クリーンセンター長期包括運営業務

事業契約書 (案)

平成 29 年 4 月 25 日

那須塩原市

目 次

第1章 総則	1
第1条 (定義)	1
第2条 (準拠法及び解釈)	1
第3条 (通知等)	1
第4条 (通貨)	1
第5条 (計量単位)	1
第6条 (期間の計算)	1
第7条 (契約保証金)	1
第8条 (解釈等)	2
第2章 長期包括運営業務	2
第1節 総則	2
第9条 (委託業務の範囲)	2
第10条 (事業期間等)	2
第11条 (善管注意義務)	2
第12条 (許認可の取得)	2
第13条 (再委託等の禁止)	3
第14条 (関係法令の遵守)	3
第15条 (甲の責任等)	3
第16条 (指示監督等)	3
第2節 運営準備業務	3
第17条 (既存運転事業者からの引継ぎ)	3
第18条 (従業員の確保)	4
第19条 (長期包括運営業務の開始の遅延)	4
第3節 長期包括運営業務の運営体制	5
第20条 (運営体制の報告)	5
第21条 (運営マニュアルの作成及び提出)	5
第22条 (補修計画書及び更新計画書の作成)	6
第4節 運転管理業務	6
第1款 受付及び計量業務	6
第23条 (処理対象物の受付等)	6
第24条 (自己搬入者からのごみの受付及びごみ処理手数料の徴収)	6
第2款 熱回収施設に係る運転管理業務	6
第25条 (運転計画書の作成)	6
第26条 (搬入管理)	7
第27条 (熱回収施設の運転)	7
第28条 (運転管理マニュアルに基づく運転)	7
第29条 (副生成物－焼却主灰)	7
第30条 (副生成物－熔融スラグ)	8
第31条 (副生成物－熔融メタル)	8
第32条 (副生成物－飛灰処理物)	8
第33条 (副生成物－磁性物及び不適物)	8
第34条 (運転管理記録の作成)	8

第3款	熱回収施設に係る運転管理業務に関する特則	8
第35条	(溶融スラグを引取業者へ売却することが可能となった場合)	8
第36条	(溶融メタルを引取業者へ売却することが不可能となった場合)	8
第37条	(飛灰処理物の放射能濃度が 8,000Bq/kg を超える場合)	9
第38条	(磁性物及び不適物を引取業者へ売却することが可能となった場合)	9
第39条	(灰溶融施設を運転停止状態又は運転中止状態とする場合)	9
第40条	(前条の場合の副生成物－焼却主灰)	9
第41条	(第39条の場合の副生成物－飛灰処理物)	9
第4款	リサイクルセンターに係る運転管理業務	9
第42条	(運転計画書の作成)	9
第43条	(搬入管理)	10
第44条	(リサイクルセンターの運転)	10
第45条	(運転管理マニュアルに基づく運転)	10
第46条	(生成物の保管等－資源化物)	11
第47条	(生成物の保管等－不燃残渣)	11
第48条	(運転管理記録の作成)	11
第5節	維持管理業務	11
第1款	特定部品の調達	11
第49条	(特定部品の調達等)	11
第2款	保守管理	12
第50条	(保守管理計画書の作成)	12
第51条	(保守管理の実施)	12
第52条	(保守管理実施結果報告書の作成)	12
第3款	補修工事	12
第53条	(補修工事計画書の更新)	12
第54条	(年間補修工事計画書の作成)	12
第55条	(補修工事の実施)	12
第56条	(補修工事実施結果報告書の作成)	13
第4款	更新工事	13
第57条	(更新工事計画書の更新)	13
第58条	(年間更新工事計画書の作成)	13
第59条	(更新工事の実施)	13
第60条	(更新工事実施結果報告書の作成)	13
第5款	その他の維持管理業務	14
第61条	(精密機能検査への協力)	14
第62条	(本件施設の清掃)	14
第6節	測定管理業務	14
第63条	(測定管理業務の実施)	14
第64条	(測定管理結果報告書の作成)	14
第7節	防災管理業務	15
第65条	(防災訓練の実施)	15
第66条	(緊急対応マニュアルに従った対応等)	15
第67条	(二次災害の防止)	15

第68条	（事故報告書の作成）	15
第69条	（事業継続計画書の作成）	15
第8節	その他関連業務	15
第70条	（その他関連業務の実施）	15
第71条	（保険）	16
第72条	（見学者及び地域住民への対応）	16
第73条	（従業員の安全確保）	16
第74条	（放射能対応）	16
第75条	（再生品提供事業への対応）	16
第9節	情報管理業務	16
第76条	（施設情報管理）	16
第77条	（業務完了報告書の作成）	17
第78条	（その他管理記録報告書の作成）	17
第10節	モニタリング	17
第79条	（モニタリング）	17
第11節	発電設備の運転	17
第80条	（発電設備の運転）	17
第3章	委託料の支払	17
第81条	（委託料）	17
第82条	（委託料の支払等）	18
第83条	（請求の手順）	18
第84条	（委託料の改定）	18
第4章	異常事態等への対応及び委託料の減額等	18
第85条	（異常事態による運転停止）	18
第86条	（放射線量による運転停止）	19
第87条	（運転停止期間中の処理対象物の処理）	19
第88条	（費用負担及び運転停止に対する委託料の減額）	19
第89条	（要求水準書未達状態に対する対応及び運営固定費の減額）	20
第5章	要求水準書の変更	20
第90条	（要求水準書の変更）	20
第6章	危険の負担等	21
第91条	（所有権）	21
第92条	（第三者の損害）	21
第93条	（法令等の変更）	21
第94条	（不可抗力）	22
第95条	（不可抗力による負担）	22
第7章	損害賠償等	22
第96条	（損害賠償等）	23
第8章	運営期間の終了	23
第97条	（新受託者への協力）	23
第98条	（運営期間終了後の取扱い）	23
第9章	解除	23

	第99条（乙の債務不履行）	23
	第100条（甲の解除）	23
	第101条（違約金）	24
	第102条（委託業務の一部解除）	24
	第103条（乙の解除）	25
第10章	特許権等、著作権及び秘密保持	25
	第104条（特許権等）	25
	第105条（著作権の利用等）	25
	第106条（著作権等の譲渡禁止）	26
	第107条（著作権の侵害防止）	26
	第108条（秘密保持義務）	26
	第109条（個人情報の保護）	27
第11章	補則	27
	第110条（乙の権利義務の譲渡）	27
	第111条（遅延利息）	27
	第112条（管轄裁判所）	28
	第113条（本契約に定めのない事項）	28
別紙1	定義集	
別紙2	協定書の概要（特定部品にかかる協力事項及び条件等）	
別紙3	委託料の支払方法及び改定方法	
別紙4	モニタリング	
別紙5	特許権等	

那須塩原クリーンセンター長期包括運營業務
事業契約書

- 1 委 託 名 那須塩原クリーンセンター長期包括運營業務
- 2 委 託 場 所 栃木県那須塩原市墓沼593番地
- 3 契 約 期 間 始期 本契約締結日
終期 平成35年3月31日
- 4 契 約 金 額 委託料 金【 】円
(内消費税及び地方消費税の額 金【 】円)
運営固定費 金【 】円
(内消費税及び地方消費税の額 金【 】円)
熱回収施設等に係る運営固定費 金【 】円
リサイクルセンターに係る運営固定費 金【 】円
計画年間処理量に基づく運営変動費 金【 】円
(内消費税及び地方消費税の額 金【 】円)
熱回収施設等に係る運営変動費 金【 】円
リサイクルセンターに係る運営変動費 金【 】円
- 5 契 約 保 証 金 【 】円 (ただし、1年度当たりの委託料 (運営変動費については、計画年間処理量により算出する。) の100分の10とする。)
- 6 支 払 条 件 添付約款に記載のとおり

上記の本事業について、那須塩原市 (以下「甲」という。) と【 】 (以下「乙」という。) は、基本協定に基づき、各々対等な立場における合意に基づいて、添付約款によって、この事業契約 (以下「本契約」という。) を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 月 日

甲

那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市
那須塩原市長 君島 寛

乙

那須塩原クリーンセンター長期包括運營業務
事業契約約款

第1章 総則

(定義)

第1条 本契約における用語の定義は、本契約において特に定めるもののほか、別紙1に定めるとおりとする。

(準拠法及び解釈)

第2条 本契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈される。

2 本契約、関連書類及び書面による通知は、日本語で作成される。また、本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。

3 本契約の変更は、書面で行う。

(通知等)

第3条 本契約に基づく通知、催告、請求、報告、同意、指摘、確認、承諾、解除等は、本契約又は要求水準書に特に定める場合を除き、書面により行う。

(通貨)

第4条 支払に用いる通貨は、日本円とする。

(計量単位)

第5条 計量単位は、本契約又は要求水準書等に特に定める場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(期間の計算)

第6条 期間の定めは、本契約又は要求水準書等に特に定める場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

(契約保証金)

第7条 乙は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第5号の場合においては、その保険証書を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる国債、地方債又は出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関が振り出し若しくは支払保証をした小切手の提供

(3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める前号の金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) 保険会社との工事履行保証契約の締結

(5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する甲を被保険者とする履行保証保険契約の締結

- 2 本契約期間中、前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、常に【 】円以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(解釈等)

- 第8条 甲及び乙は、本契約とともに、基本協定、入札説明書等、要求水準書及び事業提案書に定める事項が適用されることを確認する。
- 2 本契約、基本協定、入札説明書等、要求水準書と事業提案書との間に齟齬がある場合、本契約、基本協定、入札説明書等、要求水準書、事業提案書の順にその解釈が優先する。ただし、事業提案書の内容が要求水準書で示された水準を超えている場合には、当該部分については、事業提案書が要求水準書に優先する。

第2章 長期包括運営業務

第1節 総則

(委託業務の範囲)

- 第9条 甲は、本事業の事業期間において、次の各号に掲げる業務（以下「長期包括運営業務」と総称する。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。業務の詳細は要求水準書の定めるところによる。
- (1) 運営準備業務
 - (2) 運転管理業務
 - (3) 維持管理業務
 - (4) 測定管理業務
 - (5) 防災管理業務
 - (6) その他関連業務
 - (7) 情報管理業務
- 2 乙は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害発生を防止するとともに、二次公害を発生させないように、適正に長期包括運営業務を行わなければならない。

(事業期間等)

- 第10条 本事業の事業期間は、本契約締結日から平成35年3月31日までとする。

(善管注意義務)

- 第11条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、本契約及び要求水準書等の各条項の規定に従い、長期包括運営業務を実施しなければならない。

(許認可の取得)

- 第12条 乙は、運営準備期間において、長期包括運営業務その他乙が本契約の締結及び履行のために必要とされる全ての許認可を取得し、運営期間中これを維持し、適宜必要な届出等を行わなければならない。

(再委託等の禁止)

第13条 乙は、長期包括運營業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の事前の承諾を得た場合には、長期包括運營業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- 3 前項に規定する業務の委託は、全て乙の責任において行うものとし、委託を受けた者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。乙は、前項の規定により長期包括運營業務の委託を行った場合、当該委託に係る契約書の写しを当該契約締結後遅滞なく甲に提出する。
- 4 乙は、成果物（未完成の成果物、業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、書面により甲の事前の承諾を得たときは、この限りでない。

(関係法令の遵守)

第14条 乙は、長期包括運營業務の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を含む、本事業に係る法令（以下「関係法令」という。）を遵守しなければならない。

(甲の責任等)

第15条 甲は、事業期間において、本件施設を所有し当該施設を稼働させて処理対象物の処理を行うに必要な全ての許認可を取得し、これを維持する。

- 2 甲は、必要に応じて、本件施設から生成される副生成物及び生成物の放射性物質の測定を実施し、そのデータを乙へ開示する。乙は、当該測定検査に立ち会うことができる。
- 3 乙は、長期包括運營業務に関し甲が行う官公庁等への申請等に全面的に協力し、甲の指示に従い、必要な書類、資料等を提出しなければならない。
- 4 乙は、本件施設の現況と、本件施設に係る要求水準書の記載内容、入札説明書に基づく情報開示手続により開示を受けた資料及び見学結果並びに入札説明書等との間に齟齬があることを理由として、甲に対し、委託料の見直し、費用の負担その他の請求をすることはできない。

(指示監督等)

第16条 甲は、本契約の履行について必要があるときは、乙に対し、指示監督することができる。この場合、乙は、甲の指示に従わなければならない。

- 2 長期包括運營業務に関して、甲又は官公庁等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応しなければならない。ただし、官公庁等からの報告、記録、資料提供等の要求については、乙は、甲の指示に基づき対応するものとする。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して長期包括運營業務の実施状況について調査し、若しくは報告を求め、又は乙の事務所その他長期包括運營業務の実施場所に立ち入ることができる。この場合、乙は、甲に協力し、また、甲の求める報告を行わなければならない。

第2節 運営準備業務

(既存運転事業者からの引継ぎ)

第17条 乙は、本契約締結後速やかに、熱回収施設及びリサイクルセンターの完成図書並びに既

存運転事業者の作成に係る本件施設の長期包括運營業務の実績報告書等を確認した上で、長期包括運營業務を実施するための運営準備業務実施計画書を作成して甲に提出し、本契約締結日に甲の承諾を得なければならない。甲は、運営準備業務実施計画書について、施工企業及び既存運転事業者（以下「施工企業等」という。）と協議の上、必要かつ合理的と認めるときは、その補足、修正又は変更を求めることができる。この場合、乙は、かかる求めに応じ、運営準備業務実施計画書の補足、修正又は変更を行い、速やかに、補足、修正又は変更後の運営準備業務実施計画書を甲に提出しその承諾を受けなければならない。

- 2 運営準備業務実施計画書には、次の各号に掲げる項目を記載しなければならない。
 - (1) 運営準備期間における業務実施内容
 - (2) 既存運転事業者からの引継スケジュール
 - (3) 運営準備業務の実施体制及び実施工程
 - (4) 第20条の運営体制、第21条の運営マニュアル及び本契約に基づき作成する計画書（運営期間初年度に係るものに限る。）の作成スケジュール
 - (5) その他必要と認められる事項
- 3 乙は、運営準備期間中、必要に応じ、本件施設の状況調査を実施する。なお、乙は、甲及び施工企業等に対し、本件施設の状況調査につき事前に承諾を得る。また、乙が本件施設の状況調査を行う際の安全管理の責任は乙が負い、施工企業等に故意又は重過失ある場合を除き、状況調査中の事故等について施工企業等に対して責任を追及することができない。
- 4 乙は、甲に対し、本件施設に関する質問を書面ですることができる。甲は、乙からの質問に対し、施工企業等が提出した資料に記載されている範囲で回答する。

（従業員の確保）

- 第18条 乙は、運営準備期間において、長期包括運營業務の実施に必要な人員（以下「従業員」という。）を、自らの費用と責任において、法令等の規定により必要とされる人数確保し、本契約の終了まで、これを維持する。
- 2 乙は、本事業を行うに当たり必要な有資格者を、運営準備期間においてその必要人数確保し、配置して、運営期間終了まで、これを維持する。ただし、乙は、関係法令、官公庁等の指導を遵守する限りにおいて、有資格者及び人員を施設間で兼任させることができる。
 - 3 乙は、運営事業所長又は運営事業副所長として、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設技術管理者）の資格を有する者を選任し、その者を現場総括責任者とする。
 - 4 乙は、熱回収施設の運転責任者及びリサイクルセンターの運転責任者として、廃棄物処理施設技術管理者の資格で1年以上の実務経験を有する者をそれぞれ配置する。
 - 5 乙は、第1種ボイラー・タービン主任技術者又は第2種ボイラー・タービン主任技術者の資格を有する者を配置する。
 - 6 乙は、運営開始日までに、従業員の名簿（組織図、業務分担表及び人員配置表を含む。）を作成し、甲に提出しなければならない。また、従業員の追加、異動等があったときは、速やかに甲に通知し、甲に提出した従業員の名簿を更新しなければならない。
 - 7 乙は、業務時間外又は休日に本件施設に不測の事態が生じた場合、当該事態に速やかに対応する体制を整え、運営期間終了まで維持しなければならない。
 - 8 乙は、従業員の技術能力の向上及び技術水準の確保に努め、長期包括運營業務を効率的に実施するよう努めなければならない。

（長期包括運營業務の開始の遅延）

- 第19条 乙は、熱回収施設等及びリサイクルセンターのそれぞれについて、第17条の規定による

既存運転事業者からの引継ぎ、第12条の規定による許認可の取得及び第18条第2項に定める有資格者の確保を完了し、第25条第1項及び第42条第1項の規定により提出された運営期間初年度に係る年間運転計画書に対する甲の承諾を得ない限り、長期包括運営業務を開始することができない。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により、熱回収施設等及びリサイクルセンターの一方又は双方について、長期包括運営業務を運営開始日に開始することができなかった場合には、乙は、甲に対し、以下に定める計算式に従い算出される違約金を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（遅延に係る施設に関する当該年度の委託料総額（運営変動費については計画年間処理量による））

×（国の債権管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項にいう「財務大臣の定める率」）

×（（遅延日数）／365）

- 3 前項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が前項の違約金を超過する場合には、甲は、当該超過分につき、乙に対し、その賠償を請求することができる。

第3節 長期包括運営業務の運営体制

（運営体制の報告）

第20条 乙は、本契約締結後速やかに、次の各号に掲げる体制の内容を甲へ書面で報告し、運営準備期間内にその承諾を得なければならない。また、当該承諾後、次の各号に掲げる体制の内容に変更があった場合には、乙は速やかに甲に書面で報告し、その承諾を得なければならない。

- （1）安全衛生管理体制・作業環境管理体制
- （2）防火管理体制
- （3）連絡体制
- （4）本件施設の警備体制及び防犯体制
- （5）運転管理体制
- （6）緊急時の連絡体制
- （7）その他長期包括運営業務の実施のため必要な体制

（運営マニュアルの作成及び提出）

第21条 乙は、本契約締結後速やかに、次の各号に掲げるマニュアル（以下「運営マニュアル」と総称する。）を作成し、甲へ提出して、運営準備期間内にその承諾を得なければならない。

- （1）熱回収施設及びリサイクルセンターの運転管理マニュアル
- （2）維持管理業務マニュアル
- （3）測定管理業務マニュアル
- （4）緊急対応マニュアル
- （5）その他関連業務マニュアル

- 2 乙は、前項第1号に基づき作成される熱回収施設及びリサイクルセンターの運転管理マニュアルにおいて、熱回収施設及びリサイクルセンターの運転操作に関して、運転管理上の目安としての自主管理値を設定するとともに、操作手順及び方法を取扱説明書に基づいて基準化しなければならない。

- 3 乙は、第1項第2号に基づき作成される維持管理業務マニュアルにおいて、維持管理業務を

基準化しなければならない。

- 4 乙は、第1項第3号に基づき作成される測定管理業務マニュアルにおいて、要求水準書表20を参考に、測定項目及び測定頻度を定めなければならない。
- 5 乙は、第1項第4号に基づき作成される緊急対応マニュアルにおいて、緊急時における人身の安全確保、熱回収施設等及びリサイクルセンターの安全停止、熱回収施設等及びリサイクルセンターの復旧等の手順を定めなければならない。

(補修計画書及び更新計画書の作成)

第22条 乙は、運営期間を通じた本件施設の補修工事計画書及び更新工事計画書を作成し、甲に提出して、運営準備期間内にその承諾を得なければならない。

第4節 運転管理業務

第1款 受付及び計量業務

(処理対象物の受付等)

- 第23条 処理対象物は、甲により、本件施設内の、乙によりあらかじめ指定された場所に搬入されるものとする。
- 2 乙は、安全かつ効率的に処理対象物を受け入れるよう努めるものとする。
 - 3 乙は、搬入される処理対象物が、受入可能な量を超えるおそれがある場合、甲に報告し、甲の指示を受ける。
 - 4 前項の場合、乙は、処理対象物が本件施設において受入可能な量を超えた原因が不可抗力又は甲の責めに帰すべき事由に基づくことを明らかにしたときは、甲に対し、甲の指示に従い作業等を実施したために生じた費用の支払を求めることができる。
 - 5 乙は、計量が必要な搬入車両又は搬出車両を計量棟において計量し、その記録を管理する。

(自己搬入者からのごみの受付及びごみ処理手数料の徴収)

- 第24条 乙は、本件施設に直接可燃ごみを搬入しようとする者（以下「自己搬入者」という。）に対して、当該自己搬入者が本件施設に搬入しようとするごみの排出地域、性状、形状及び内容を確認する。
- 2 乙は、自己搬入者及び許可業者の一部から、甲が別途定める額の処理手数料を、甲が別途定める方法により徴収する。
 - 3 乙は、前項の規定により徴収した処理手数料を、当該処理手数料を受領した日の翌日（ただし、翌日が土・日・祝祭日の場合は、その翌日以降において最も近い甲担当者の出勤日）に、要求水準書に定めるところに従い、甲に引き渡す。
 - 4 乙は、第1項に基づき処理手数料を徴収した場合には、当該処理手数料を支払った自己搬入者に領収証書を発行しなければならない。また、乙は、発行した領収証書の写しを、毎月最終日に甲に引き渡さなければならない。

第2款 熱回収施設に係る運転管理業務

(運転計画書の作成)

第25条 乙は、年度別の計画処理量に基づく熱回収施設の保守管理、補修工事等を考慮した熱回収施設の年間運転計画書を毎年度作成して甲へ提出し、毎年3月1日までに（ただし、運営期間初年度に係る熱回収施設の年間運転計画書については、平成30年3月31日までに）その承諾を得なければならない。

2 乙は、前項の甲の承諾を得た熱回収施設の年間運転計画書に基づき、熱回収施設の月間運転計画書を作成して甲へ提出し、その承諾を得なければならない。当該承諾は、当該月間運転計画書が対象とする月の前月の20日までに取得しなければならない。

3 乙は、第1項に基づき作成した熱回収施設の年間運転計画書又は前項に基づき作成した熱回収施設の月間運転計画書を変更する場合には、事前に甲へ提出し、その承諾を得なければならない。

（搬入管理）

第26条 乙は、プラットホームに監視員を配置し、搬入車両及び搬出車両の誘導並びにプラットホームの監視を行う。

2 乙は、一般市民が直接搬入する処理対象物を荷降ろす際に適切な指示及び補助を行う。

3 乙は、甲が不定期に行う展開検査（パッカー車等の中身の検査をいう。以下同じ。）に協力する。

4 乙は、要求水準書別紙2 1に記載されている直接搬入車両（事業系）及び許可車両（事業系）が搬入する処理対象物について、本件施設の処理対象物であるか、疑義が生じた場合には、直ちに甲に報告する。

5 乙は、熱回収施設の対象ごみではない廃棄物及び甲が指定する廃棄物を発見した場合、当該廃棄物を搬入した者に、当該廃棄物を持ち帰らせる。

6 前項の規定による措置をとった後に処理不適物が残存した場合には、甲に報告し、甲に引き渡す。

（熱回収施設の運転）

第27条 乙は、要求水準書第4 2(2)に定める運転条件に基づき、熱回収施設を適切に運転し、関係法令、公害防止基準等を遵守し、搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、経済的運転に努める。

2 乙は、熱回収施設に係る運転管理業務実施のために必要な車両を自らの費用と負担において調達する。ただし、甲は、熱回収施設に係る運転管理業務実施のため、乙に要求水準書表17記載の車両を貸与する。この場合、当該車両に係る維持管理費用（車検費用、重量税及び保険料を除く。）は、乙が負担する。

（運転管理マニュアルに基づく運転）

第28条 乙は、第21条第1項第1号に基づき定めた熱回収施設の運転管理マニュアルに基づき、熱回収施設の運転を実施しなければならない。なお、乙は、運転管理マニュアルを遵守したことのみを理由として、本契約に基づく義務を免れることはできない。

2 乙は、第21条第1項第1号に基づき定めた熱回収施設の運転管理マニュアルを、必要に応じて改定する。乙は、熱回収施設の運転管理マニュアルを改定した場合には、速やかに改定後の熱回収施設の運転管理マニュアルを甲に提出する。

（副生成物－焼却主灰）

第29条 乙は、熱回収施設の運転により発生した焼却主灰（磁性物及び不適物（熱回収施設から

発生する焼却主灰を、熔融固化処理を行う前に、振動篩及び磁選機により選別した物をいう。以下同じ。)を除く。)を熔融固化処理する。

- 2 前項の規定にかかわらず、補修工事、更新工事等により灰熔融施設の運転を停止した場合(本件施設から生成される副生成物の放射能濃度等を理由とする甲の指示により、灰熔融施設を灰熔融施設運転停止状態又は灰熔融施設運転中止状態におく場合は含まない。)には、乙は、灰ピットにおいて焼却主灰を適正に保管し、最終処分場に搬出する。

(副生成物－熔融スラグ)

第30条 乙は、熱回収施設の運転により発生した熔融スラグを、甲の指定する場所に適正に保管し、適宜、積込み・計量を行った後に最終処分場に搬出する。

(副生成物－熔融メタル)

第31条 乙は、熱回収施設の運転により発生した熔融メタルを、甲が指定する場所において適正に保管し、本件施設において甲の確保した引取業者に引き渡す。

(副生成物－飛灰処理物)

第32条 乙は、熱回収施設の運転により発生した飛灰処理物を固化飛灰バンカにて適正に保管し、適宜、積込み・計量を行った後に、最終処分場に搬出する。

(副生成物－磁性物及び不適物)

第33条 乙は、磁性物及び不適物を甲の指定する場所に適正に保管し、適宜、積込み・計量を行った後に、最終処分場に搬出する。

(運転管理記録の作成)

第34条 乙は、熱回収施設のごみ搬入量、排出量、運転データ、電気・上水等の用役データ、運転日報、月報、年報等(以下「運転管理記録」と総称する。)を作成する。熱回収施設の運転管理記録の詳細項目は、甲及び乙が別途協議の上決定する。

- 2 乙は、熱回収施設の運転管理記録を毎月取りまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により作成された運転管理記録及びそれに係るデータを、法令等で定められた年数又は甲との協議により定めた年数保管しなければならない。

第3款 熱回収施設に係る運転管理業務に関する特則

(熔融スラグを引取業者へ売却することが可能となった場合)

第35条 第30条の規定にかかわらず、乙は、熱回収施設の運転により発生した熔融スラグを引取業者へ売却することが可能となったと甲が判断し、乙に指示した場合には、当該熔融スラグを甲が指定する場所において適正に保管し、本件施設において当該引取業者に引き渡す。

- 2 前項の場合において、甲及び乙は委託料の変更について協議を行う。

(熔融メタルを引取業者へ売却することが不可能となった場合)

第36条 第31条の規定にかかわらず、乙は、熱回収施設の運転により発生した熔融メタルを引取業者へ売却することが不可能となったと甲が判断し、乙に指示した場合には、当該熔融メタル

を甲が指定する場所において適正に保管し、適宜、積込み・計量を行った後に最終処分場に搬出する。

2 前項の場合において、甲及び乙は委託料の変更について協議を行う。

(飛灰処理物の放射能濃度が8,000Bq/kgを超える場合)

第37条 第32条の規定にかかわらず、乙は、熱回収施設の運転により発生した飛灰処理物の放射能濃度が8,000Bq/kgを超えると甲が判断し、乙に指示した場合には、関係法令、熱回収施設の公害防止条件等を満たすことを確認し、乙は、当該飛灰処理物を仮設灰バンカにおいて適正に保管し、甲が準備するフレキシブルコンテナへ積み込み、市が指定する場所まで運搬し、荷卸しする。

2 前項の場合において、甲及び乙は委託料の変更について協議を行う。

(磁性物及び不適物を引取業者へ売却することが可能となった場合)

第38条 第33条の規定にかかわらず、乙は、磁性物及び不適物を引取業者へ売却することが可能となったと甲が判断し、乙に指示した場合には、当該磁性物及び不適物を甲の指定する場所に適正に保管し、適宜、積込み・計量を行った後に、引取業者の指定する場所まで搬出する。

2 乙は、前項の引取業者により残渣とされた残渣灰を引き取り、最終処分場に搬出する。

3 第1項の場合において、甲及び乙は委託料の変更について協議を行う。

(灰溶融施設を運転停止状態又は運転中止状態とする場合)

第39条 乙は、本件施設から生成される副生成物の放射能濃度を理由とする甲の指示を受けた場合には、その指示に従い、灰溶融施設を、灰溶融施設運転停止状態又は灰溶融施設運転中止状態とする。

2 前項に基づき灰溶融施設運転停止状態又は灰溶融施設運転中止状態となった場合、第84条第1項に基づく委託料の改定を行うものとし、乙はその他の増加費用等の負担を甲に求めることはできない。

(前条の場合の副生成物—焼却主灰)

第40条 前条の場合において、乙は、熱回収施設の運転により発生した焼却主灰が、関係法令、公害防止条件等を満たすことを確認し、灰ピットにて適正に保管し、適宜、積込み・計量を行った後に最終処分場に搬出する。

(第39条の場合の副生成物—飛灰処理物)

第41条 第39条の場合において、熱回収施設から発生した飛灰処理物の取扱いは、第32条又は第37条の定めるところによる。

第4款 リサイクルセンターに係る運転管理業務

(運転計画書の作成)

第42条 乙は、年度別の計画処理量に基づくリサイクルセンターの保守管理、補修工事等を考慮したリサイクルセンターの年間運転計画書を毎年度作成し、甲へ提出し、毎年3月1日までに(ただし、運営期間初年度に係るリサイクルセンターの年間運転計画書については、平成30年3月31日までに)その承諾を得なければならない。

- 2 乙は、前項の甲の承諾を得たリサイクルセンターの年間運転計画書に基づき、リサイクルセンターの月間運転計画書を作成して甲へ提出し、その承諾を得なければならない。当該承諾は、当該月間運転計画書が対象とする月の前月の20日までに取得しなければならない。
- 3 乙は、第1項に基づき作成したリサイクルセンターの年間運転計画書又は前項に基づき作成したリサイクルセンターの月間運転計画書を変更する場合には、事前に甲へ報告し、その承諾を得なければならない。

(搬入管理)

第43条 乙は、リサイクルセンターのプラットホームに監視員を配置し、搬入車両及び搬出車両の誘導並びにプラットホームの監視を行う。

- 2 乙は、一般市民が直接搬入する処理対象物を荷降ろす際に適切な指示及び補助を行う。
- 3 乙は、甲が不定期に行う展開検査に協力する。
- 4 乙は、要求水準書別紙2 1に記載されている直接搬入車両（事業系）及び許可車両（事業系）が搬入する処理対象物について、本件施設の処理対象物であるか、疑義が生じた場合には、直ちに甲に報告する。
- 5 乙は、リサイクルセンターの処理対象物ではない廃棄物及び甲が指定する廃棄物を発見した場合、当該廃棄物を搬入した者に、当該廃棄物を持ち帰らせる。
- 6 前項の規定による措置をとった後に処理不適物が残存した場合には、甲に報告し、甲に引き渡す。
- 7 乙は、粗大ごみを不燃性粗大ごみと可燃性粗大ごみに区分した上で、適正に処理する。
- 8 乙は、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみについて、プラットホームでスプレー缶、水銀使用製品等の破碎不適物を選別する。
- 9 乙は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）に基づく小型電子機器（以下「小型家電」という。）として分別され、本件施設に搬入されたものをプラットホームで破袋した上で、不適物を選別する。
- 10 乙は、生きビンとして回収できるビンは、受入ホッパへ投入する前に可能な限り分別し、回収する。

(リサイクルセンターの運転)

第44条 乙は、要求水準書第4 3(2)に定める運転条件に基づき、リサイクルセンターの各施設を適切に運転し、関係法令、公害防止基準等を遵守し、搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、経済的運転に努める。

- 2 乙は、リサイクルセンターの各施設に係る運転管理業務実施のために必要な車両を自らの費用と責任において調達する。ただし、甲は、リサイクルセンターにおける運転管理業務実施のため、乙に要求水準書表17記載の車両を貸与する。この場合、当該車両に係る維持管理費用（車検費用、重量税及び保険料を除く。）は、乙が負担する。

(運転管理マニュアルに基づく運転)

第45条 乙は、第21条第1項第1号に基づき定めたリサイクルセンターの運転管理マニュアルに基づき、リサイクルセンターの運転を実施しなければならない。なお、乙は、運転管理マニュアルを遵守したことを理由として、本契約に基づく義務を免れることはできない。

- 2 乙は、第21条第1項第1号に基づき定めたリサイクルセンターの運転管理マニュアルを、必要に応じて改定する。乙は、リサイクルセンターの運転管理マニュアルを改定した場合には、速やかに改定後のリサイクルセンターの運転管理マニュアルを甲に提出する。

(生成物の保管等－資源化物)

第46条 乙は、不燃ごみ及び粗大ごみから分別される次の各号に掲げる物を、引取業者に引き渡すまで適正に管理し保管する。

- (1) 破碎鉄及び破碎アルミ
- (2) 被覆線及びグラインダー材
- (3) 無色ビン、茶色ビン、その他ビンのカレット
- (4) 生きビン
- (5) 缶類の成形品であるスチール缶プレス及びアルミ缶プレス
- (6) ペットボトルプレス
- (7) 白色トレイ及び白色発泡スチロールを減容後に生成される減容インゴット
- (8) 廃蛍光管
- (9) 廃乾電池
- (10) 古紙紙類 (段ボール、新聞紙、雑誌、紙パック、その他紙類をいう。)
- (11) 小型家電

(生成物の保管等－不燃残渣)

第47条 乙は、不燃残渣を甲の指定する場所に適正に保管し、適宜、積込み・計量を行った後に最終処分場に搬出する。

(運転管理記録の作成)

第48条 乙は、リサイクルセンターの運転管理記録を作成する。リサイクルセンターの運転管理記録の詳細項目は、甲及び乙が別途協議の上決定する。

- 2 乙は、リサイクルセンターの運転管理記録を毎月取りまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により作成された運転管理記録及びそれに係るデータを、法令等で定められた年数又は甲との協議により定めた年数保管しなければならない。

第5節 維持管理業務

第1款 特定部品の調達

(特定部品の調達等)

第49条 乙は、本件施設の更新工事、補修工事等につき、合理的な条件で、施工企業の協力を求めることができる。

- 2 甲は、特定部品の調達について、施工企業（熱回収施設）との間で別紙2の内容の協定書に合意していることを乙に対して表明する。甲は、運営期間中、施工企業（熱回収施設）をして協定書記載の事項を遵守せしめる。
- 3 乙が、施工企業（熱回収施設）から特定部品の調達をしようとする場合において、施工企業（熱回収施設）が提示した取引条件が、前項の協定書に定められた条件と著しく異なると考えるときは、乙は、甲に対し、施工企業（熱回収施設）にその理由について説明を求めるよう依頼することができる。この場合、甲が当該依頼を相当と認めるときは、甲は、施工企業（熱回収施設）に対して当該理由について説明を求める。

- 4 乙は、特定部品又はその代替品を、施工企業（熱回収施設）以外の第三者からも調達することができる。その場合、乙は、当該調達に関する一切の責任を負うものとし、当該特定部品又はその代替品の調達先、調達時期及び本件施設の機能を維持できることを事前に甲へ説明し、甲の承諾を得なければならない。

第2款 保守管理

（保守管理計画書の作成）

第50条 乙は、翌年度に係る保守管理計画書を作成して甲に提出し、毎年3月1日までに（ただし、運営期間初年度に係る保守管理計画書については、平成30年3月31日までに）その承諾を得なければならない。

- 2 前項の保守管理計画書は、法令等に基づき必要となる点検に関する計画書を含み、かつ、運転の効率性や安全性、操炉計画を考慮したものでなければならない。

（保守管理の実施）

第51条 乙は、前条に基づき作成された保守管理計画書に従い、保守管理を実施する。

- 2 乙は、日常点検で異常が発生した場合又は故障が発生した場合には、臨時点検を実施しなければならない。

（保守管理実施結果報告書の作成）

第52条 乙は、熱回収施設及びリサイクルセンターの保守管理結果を記載した保守管理実施結果報告書を作成し、甲及び乙の協議により定められたところに従い、甲に提出する。

- 2 乙は、前項に基づき作成した保守管理実施結果報告書及び保守管理に関するデータを適切に管理し、法令等で定められた年数又は甲との協議により定めた年数保管しなければならない。

第3款 補修工事

（補修工事計画書の更新）

第53条 乙は、第22条に基づき作成した本件施設の補修工事計画書を、前条に基づき作成される保守管理実施結果報告書を踏まえて更新し、更新後の補修工事計画書を甲に提出して、毎年3月1日までにその承諾を得なければならない。

（年間補修工事計画書の作成）

第54条 乙は、第52条に基づき作成される保守管理実施結果報告書を踏まえ、また、本件施設の設備及び機器の耐久度と消耗状況を考慮して、翌年度の年間補修工事計画書を作成して甲に提出し、毎年3月1日までにその承諾を得なければならない。

（補修工事の実施）

第55条 乙は、基本性能を維持するため、第22条に基づき作成された補修工事計画書（第53条により更新された場合には、更新後の補修工事計画書をいう。以下本条において同じ。）及び前条に基づき作成された年間補修工事計画書に従い、補修工事を実施する。

- 2 乙は、補修工事の実施に先立ち、補修工事実施前までに、補修工事実施計画書を作成し、甲

の承諾を得なければならない。

- 3 乙は、補修工事計画書に記載がない場合であっても、基本性能を維持するために補修工事が必要となった場合には、自らの責任において本件施設の補修工事を行わなければならない。ただし、当該補修工事が甲の責に帰すべき事由により必要となった場合には、当該補修工事に要する追加費用は甲が負担し、当該補修工事が不可抗力又は法令等の変更により必要となった場合には、当該補修工事に要する追加費用の負担は第93条ないし第95条の規定に従う。

(補修工事实施結果報告書の作成)

第56条 乙は、補修工事の結果（当該補修工事の完了後に、乙が必要に応じて行う試運転及び性能試験の結果を含む。）を記載した補修工事实施結果報告書を作成し、甲及び乙の協議により定められたところに従い、甲に提出する。

- 2 乙は、各年度の年間補修工事实施結果報告書を作成し、甲に提出する。

- 3 乙は、第1項に基づき作成した補修工事实施結果報告書及び前項に基づき作成した年間補修工事实施結果報告書並びに補修工事に関するデータを適切に管理し、法令等で定められた年数又は甲との協議により定めた年数保管しなければならない。

第4款 更新工事

(更新工事計画書の更新)

第57条 乙は、第22条に基づき作成した本件施設の更新工事計画書を、第52条に基づき作成される保守管理実施結果報告書を踏まえて更新し、更新後の更新工事計画書を甲に提出して、毎年3月1日までにその承諾を得なければならない

(年間更新工事計画書の作成)

第58条 乙は、第52条に基づき作成される保守管理実施結果報告書を踏まえ、また、本件施設の設備及び機器の耐久度と消耗状況を考慮して、翌年度の年間更新工事計画書を作成して甲に提出し、毎年3月1日までにその承諾を得なければならない。

(更新工事の実施)

第59条 乙は、基本性能を維持するため、第22条に基づき作成された更新工事計画書（第57条により更新された場合には、更新後の更新工事計画書をいう。以下本条において同じ。）及び前条に基づき作成された年間更新工事計画書に従い、更新工事を実施する。

- 2 乙は、更新工事の実施に先立ち、更新工事实施前までに、更新工事实施計画書を作成し、甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、第22条に基づき作成された更新工事計画書及び第58条に基づき作成された年間更新工事計画書に記載がない場合であっても、基本性能を維持するために更新工事が必要となった場合には、自らの責任において本件施設の更新工事を行わなければならない。
- 4 更新工事が甲の責に帰すべき事由により必要となった場合には、当該更新工事に要する追加費用は甲が負担し、当該更新工事が不可抗力又は法令等の変更により必要となった場合には、当該更新工事に要する追加費用の負担は第93条ないし第95条の規定に従う。

(更新工事实施結果報告書の作成)

第60条 乙は、更新工事实施結果報告書を作成し、甲及び乙の協議により定められたところに従

い、甲に提出する。

2 乙は、各年度の年間更新工事実施結果報告書を作成し、甲に提出する。

3 乙は、第1項に基づき作成した更新工事実施報告書及び前項に基づき作成した年間更新工事実施結果報告書並びに更新工事に関するデータを適切に管理し、法令等で定められた年数又は甲との協議により定めた年数保管しなければならない。

第5款 その他の維持管理業務

(精密機能検査への協力)

第61条 乙は、甲が平成32年度中に実施する予定の本件施設の精密機能検査に協力する。

2 乙は、前項の精密機能検査の結果、本件施設が基本性能を満たしていないことが判明した場合には、乙の負担において、本件施設が基本性能を満たすために必要な措置をとらなければならない。

(本件施設の清掃)

第62条 乙は、本件施設を清潔に保つために、本件施設の清掃計画書を作成し、甲に提出してその承諾を得なければならない。

2 乙は、前項の清掃計画書に基づき本件施設の清掃を実施し、清掃実施結果報告書を作成して甲へ提出しなければならない。清掃実施結果報告書の提出時期、詳細項目等は、甲乙協議の上決定する。

3 乙は、前項に基づき作成した清掃実施結果報告書及び清掃関連データを適切に管理し、法令等で定められた年数又は甲との協議により定めた年数保管しなければならない。

第6節 測定管理業務

(測定管理業務の実施)

第63条 乙は、第21条第1項第3号に基づき作成された測定管理業務マニュアルに基づき、測定管理業務を実施する。

2 乙は、必要と認める場合は、要求水準書表20に定めるところよりも詳細な測定を行う。

3 乙は、第1項の測定を行うため本件施設に備え付けられた自主検査計測機器の校正を、適宜実施する。

4 乙は、第21条第1項第3号に基づき定めた測定管理業務マニュアルを、必要に応じて改定する。乙は、測定管理業務マニュアルを改定した場合には、速やかに改定後の測定管理業務マニュアルを甲に提出する。

(測定管理結果報告書の作成)

第64条 乙は、前条に基づき実施された測定管理業務の実施結果を測定管理結果報告書としてまとめ、甲へ提出しなければならない。

2 乙は、前項に基づき作成した測定管理結果報告書を適切に管理し、法令等で定められた年数又は甲との協議により定めた年数保管しなければならない。

第7節 防災管理業務

(防災訓練の実施)

第65条 乙は、緊急時に、自主防災組織及び第20条第6号の連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行わなければならない。当該防災訓練等の開催に当たっては、乙は、事前に自主防災組織の構成団体に連絡し、当該団体の参加について協議しなければならない。

(緊急対応マニュアルに従った対応等)

第66条 乙は、事故、災害、機器の故障、停電等の緊急時には、甲及び官公庁等へ速やかに連絡するとともに、第21条第1項第4号に基づき作成された緊急対応マニュアルに従い適切な対応を行わなければならない。

2 乙は、事故が発生した場合には、甲及び官公庁等へ速やかに連絡するとともに、本件施設への来場者、甲の職員及び乙の従業員の安全を第一に考え、行動しなければならない。また、安全が確認された後は、当該事故の原因の究明と本件施設の復旧に努め、甲と共に周辺住民への説明会への参加等、必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、第21条第1項第4号に基づき作成された緊急対応マニュアルを、必要に応じて改定する。乙は、緊急対応マニュアルを改定した場合には、速やかに改定後の緊急対応マニュアルを甲に提出する。

(二次災害の防止)

第67条 乙は、災害、機器の故障、停電等の緊急時には、人身の安全を確保するとともに、環境及び対象施設へ与える影響を最小限に抑えるように本件施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めなければならない。

(事故報告書の作成)

第68条 乙は、事故が発生した場合は、第21条第1項第4号に基づき作成された緊急対応マニュアル（第66条第3項に基づく改定があった場合には、改定後のものをいう。）に従い、直ちに、事故の発生状況、事故時の運転管理記録を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の甲への提出後、速やかに、当該事故に対する対応策等を記載した事故報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

(事業継続計画書の作成)

第69条 乙は、緊急事態が発生した際に、本事業の継続や復旧を速やかに遂行するための事業継続計画書（**Business continuity planning : BCP**）を作成し、甲へ提出して、運営準備期間内にその承諾を得なければならない。同計画書には、災害、疫病、システム障害などの緊急事態別に具体的な対応方法、事業継続可否の判断指標を記載する。

第8節 その他関連業務

(その他関連業務の実施)

第70条 乙は、第21条第1項第5号に基づき作成されたその他関連業務マニュアルに基づき、その他関連業務を実施する。

2 乙は、第21条第1項第5号に基づき定めたその他関連業務マニュアルを、必要に応じて改定

する。乙は、その他関連業務マニュアルを改定した場合には、速やかに改定後のその他関連業務マニュアルを甲に提出する。

(保険)

第71条 乙は、事業期間において、労働災害保険及び第三者損害賠償保険に加入しなければならない。また、乙は、長期包括運營業務の実施のため必要と認める場合は、労働災害保険及び第三者損害賠償保険以外の保険に加入することができる。ただし、加入する保険の種別等については、甲と協議の上定める。

2 乙は、前項の規定による保険契約締結後又は更新後速やかに当該保険証券の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、締結した保険契約の内容の全部又は一部を変更する場合には、事前にその内容を甲に通知し、その承諾を得なければならない。

(見学者及び地域住民への対応)

第72条 乙は、本件施設の見学を希望する一般市民への対応を行わなければならない。また、乙は、甲が行う一般市民からの受付及び行政視察対応への協力を行う。

2 乙は、常に適切に長期包括運營業務を実施することにより、地域住民の理解、協力を得るよう努めなければならない。

3 乙に対し、地域住民からの意見等があった場合には、乙は、直ちに甲に報告しなければならない。

4 乙は、地域住民への対応に関し、甲から協力要請があった場合には、甲の職員の指示に従い対処する。

5 乙は、必要に応じて甲、自治会等の会議に参加し、協議内容を遵守しなければならない。

(従業員の安全確保)

第73条 乙は、事業期間中の従業員の被曝線量管理や、「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて（環境省事務連絡平成23年6月28日）」等に基づく従業員の安全確保について、法令等を遵守した対応を行わなければならない。

(放射能対応)

第74条 乙は、本件施設の空間放射線量を甲の指定する場所で週1回程度測定する。乙は、甲からの貸与を受け必要な測定機器を使用することができる。

(再生品提供事業への対応)

第75条 乙は、粗大ごみの戸別収集により搬入された粗大ごみについて、甲の実施する再生品提供事業のために、必要な協力を行う。

第9節 情報管理業務

(施設情報管理)

第76条 乙は、長期包括運營業務に関し、本契約に基づき作成する各計画書、報告書、マニュアル等を事業期間にわたり適切に管理し、保管しなければならない。

2 乙は、補修工事、更新工事等により、本件施設に変更が生じた場合、必要に応じて、本契約

に基づき作成する各計画書、報告書、マニュアル等を速やかに変更する。

- 3 乙は、本契約に基づき作成する各計画書、報告書、マニュアル等の管理方法について検討し、甲へ報告しなければならない。
- 4 乙は、甲が甲のホームページ等に掲載する等の理由により本事業に係る資料の提出を求めた場合、速やかに対応する。

(業務完了報告書の作成)

第77条 乙は、長期包括運営業務（運営準備業務を除く。）に係る業務完了報告書を毎月作成し、翌月10日までに甲へ提出しなければならない。

- 2 前項の業務完了報告書に記載すべき内容は、別途甲乙協議の上定める。

(その他管理記録報告書の作成)

第78条 本契約に定めるもののほか、熱回収施設等若しくはリサイクル施設の設備につき管理記録すべき事項又は乙が自主的に管理記録する事項がある場合には、乙は、当該事項につき管理記録報告書を作成し、甲及び乙の協議により定められたところに従い、甲に提出する。

- 2 乙は、前項に基づき作成した管理記録報告書を適切に管理し、法令等で定められた年数又は甲との協議により定めた年数保管しなければならない。

第10節 モニタリング

(モニタリング)

第79条 甲及び乙は、要求水準書等に基づき、要求水準書未達状態となる基準を合意により定める。

- 2 乙は、自らの費用と責任により、セルフモニタリングを行い、長期包括運営業務の履行体制（第13条第2項により長期包括運営業務の全部又は一部を第三者に委託した場合には、当該第三者による履行体制を含む。）、品質管理（PDCAサイクル）システムの履行状況等を確認する。
- 3 甲は、自らの費用と責任により、別紙4に定めるところにより、モニタリングを実施する。

第11節 発電設備の運転

(発電設備の運転)

第80条 乙は、本件施設を運転させることにより発生する余熱を利用して発電を行い、本件施設の運転のために利用することができる。

- 2 甲及び乙は、余剰電力（前項の規定により発電した電力から本件施設において利用した電力を除いたものをいう。）に係る権利を甲が有することを確認する。

第3章 委託料の支払

(委託料)

第81条 甲は、乙に対し、運営期間中、長期包括運営業務に対する委託料として、別紙3に定めるところにより算定される金額を、毎月1回乙に支払う。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の規定により、運営固定費又は運営変動費を減額することができる。
- 3 運営変動費は、年間計画ごみ処理量に基づき毎月1回仮払いし、毎年度末に精算を行うものとする。

(委託料の支払等)

第82条 甲は、乙に対して、別紙3に定めるところにより、長期包括運営業務遂行の対価として、次条第4項の規定による請求に係る請求書を受領した日から30日以内に、本契約の規定により減額される場合を除き、委託料を支払わなければならない。

(請求の手順)

第83条 甲は、第77条の業務完了報告書の提出を受けた日から14日以内に、当該業務完了報告書を承諾する場合はその旨を、承諾しない場合はその内容を乙に通知する。

- 2 前項の場合で、業務完了報告書が甲により承諾されなかったときは、乙は、甲が承諾しなかった業務完了報告書及びそれに付属する資料を改定して再提出する。ただし、乙は、当該業務完了報告書が承諾されなかったことについて、意見を述べることができる。
- 3 乙は、前項の規定に基づき提出した業務完了報告書が承諾されなかった場合、指摘事項を踏まえて業務完了報告書の補足、修正又は変更を行う。この場合、乙は、補足、修正又は変更を経た業務完了報告書につき、改めて甲の承諾を受けなければならない。
- 4 乙は、甲の業務完了報告書の承諾を得た後、承諾済みの業務完了報告書に基づいた委託料の請求書を作成し、甲に請求する。

(委託料の改定)

第84条 甲及び乙は、ごみ量変動、物価変動並びに第39条に基づく灰溶融施設運転停止状態及び灰溶融施設運転中止状態に応じて、運営固定費又は運営変動費の見直しを実施することができ、詳細については、別紙3に定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、測定管理業務により実施されたごみ質の測定の結果、年間のごみ質の平均値が、計画ごみ質の範囲から著しく逸脱している場合には、甲は乙と委託料の改定について協議を行う。

第4章 異常事態等への対応及び委託料の減額等

(異常事態による運転停止)

第85条 乙は、運営期間中に、本件施設において、異常事態が発生したときは、当該異常事態が生じた施設の運転を速やかに停止しなければならない。

- 2 乙は、甲が、本件施設において異常事態が発生していると認め、当該異常事態が生じた施設の運転停止を求めた場合には、甲の指示に従わなければならない。
- 3 第1項又は前項の場合には、甲及び乙は、次の各号に掲げる事項を、次の各号に掲げる順序で行い、運転が停止された施設の復旧に努める。
 - (1)乙による、当該施設が異常事態に至った原因と責任の究明
 - (2)乙による当該施設の復旧計画の提案及び甲による承諾
 - (3)乙による当該施設の改善作業への着手
 - (4)甲による当該施設の改善作業の完了確認

- (5)乙による復旧のための試運転の開始
 - (6)甲による当該施設の運転データの確認
 - (7)当該施設の運転再開
- 4 前項の規定にかかわらず、異常事態に至った原因が測定機器の誤動作であった等、異常事態に至った原因及び改善策が自明である場合には、甲及び乙は、次の各号に掲げる事項を、次の各号に掲げる順序で行い、運転が停止された施設の運転を再開させる。
- (1)乙による当該施設が異常事態に至った原因と責任の究明
 - (2)乙による当該施設の改善作業への着手
 - (3)甲による当該施設の改善作業の完了確認
 - (4)甲による当該施設の運転データの確認
 - (5)当該施設の使用再開
- 5 本件施設が計画外の運転停止（年間運転計画書又は月間運転計画書において予定されていない本件施設の一列以上の稼働停止をいう。以下同じ。）の状態に陥った場合についても、その原因の究明等について第3項及び第4項を準用する。

(放射線量による運転停止)

第86条 前条の規定にかかわらず、熱回収施設の運転により発生した焼却主灰若しくは副生成物又はリサイクルセンターの運転により発生した生成物の放射能濃度が著しく高くなったこと、又は本件施設において非常に高い空間線量が測定されたことを理由として、甲が本件施設の全部又は一部の運転停止を命じた場合には、乙は、当該施設に係る業務を停止する。この場合において、放射能濃度が著しく高い副生成物及び生成物の保管及び運搬は、甲がその費用と責任において行う。

(運転停止期間中の処理対象物の処理)

第87条 異常事態の発生又は計画外の運転停止により、本件施設において、計画年間処理量の全量の廃棄物の受入れができない状態に陥った場合には、乙は、速やかに甲に報告し、甲より提供される処理対象物の処理について、次の各号に掲げるところにより、対応する。

- (1)乙は、甲に対する報告を行った場合、容量を超えた処理対象物を処理できる代替方策（以下「緊急代替処理方策」という。）を策定し、甲の確認を受け、当該緊急代替処理方策を遅滞なく実行する。
- (2)本件施設が運転を再開した場合は、本件施設において処理を行う。

(費用負担及び運転停止に対する委託料の減額)

第88条 異常事態の発生又は計画外の運転停止への対応に要する費用（原因の究明及び責任の分析に要する費用、受入れできない処理対象物を他の廃棄物処理場まで運搬し、これを処理する費用、計画外の補修工事、更新工事等を行う費用を含む。以下同じ。）は、全て乙が負担する。ただし、当該異常事態の発生又は計画外の運転停止の原因について、不可抗力によることを乙が明らかにした場合は第95条の規定により甲及び乙が、乙の責めに帰すべき事由でないこと（不可抗力を除く。）を乙が明らかにした場合は甲が、当該費用を負担する。

2 前項の規定により、異常事態の発生又は計画外の運転停止への対応に要する費用を甲が負担する場合の負担方法については、甲と乙が協議により定める。

3 異常事態の発生又は計画外の運転停止により、本件施設の全部又は一部の運転を停止した場合（甲の指示により停止した場合を含む。ただし、第39条に基づく甲の指示により灰溶融施設の運転を停止又は中止する場合は含まない。）は、別紙4に定めるところに従い、運営固定費

を減額する。ただし、異常事態の発生又は計画外の運転停止が、不可抗力又は乙の責めに帰すことができない事由によることを乙が明らかにした場合は、運営固定費を構成する費用のうち異常事態の発生又は計画外の運転停止により支出が不要となった費用についてのみ運営固定費の減額を行い、それ以外の運営固定費の減額は行わない。

- 4 乙は、第1項の規定による費用の負担並びに前項の規定による運営固定費又は運営変動費の減額のほか、自らの責めに帰すべき事由による異常事態の発生又は計画外の運転停止と相当因果関係を有する甲に生じた損害を、甲に賠償しなければならない。
- 5 第1項ないし第4項の規定にかかわらず、第86条の規定に基づき本件施設の全部又は一部の運転を停止した場合には、甲及び乙は、委託料の減額について協議により定めるものとする。

(要求水準書未達状態に対する対応及び運営固定費の減額)

第89条 甲は、要求水準書未達状態が生じていると認めた場合には、甲及び乙は、次の各号に掲げる事項を、次の各号に掲げる順序で行い、要求水準書未達状態の解消に努める。

- (1) 甲による、要求水準書未達状態の是正を求める勧告
 - (2) 乙による要求水準書未達状態に至った原因と責任の究明
 - (3) 乙による業務改善計画の提案及び甲による承諾
 - (4) 乙による業務改善作業への着手
 - (5) 乙による復旧のための試運転の開始
 - (6) 甲による業務改善作業の完了確認
 - (7) 当該施設の運転再開
- 2 前項の規定にかかわらず、要求水準書未達状態に至った原因が測定機器の誤動作であった等、要求水準書未達状態に至った原因及び改善策が自明である場合には、甲及び乙は、次の各号に掲げる事項を、次の各号に掲げる順序で行い、運転が停止された施設の運転を再開させる。
 - (1) 甲による、要求水準書未達状態の是正を求める勧告
 - (2) 乙による要求水準書未達状態に至った原因と責任の究明
 - (3) 乙による業務改善作業への着手
 - (4) 甲による当該施設の運転データの確認
 - (5) 甲による業務改善作業の完了確認
 - 3 第1項の場合において、甲は、別紙4に定めるところに従い、運営固定費を減額する。ただし、要求水準書未達状態が、不可抗力又は乙の責めに帰すことができない事由によることを乙が明らかにした場合は、運営固定費を構成する費用のうち要求水準書未達状態により支出が不要となった費用についてのみ運営固定費の減額を行い、それ以外の運営固定費の減額は行わない。
 - 4 乙は、前項の規定による運営固定費の減額のほか、自らの責めに帰すべき事由による要求水準書未達状態の発生と相当因果関係を有する甲に生じた損害を、甲に賠償しなければならない。

第5章 要求水準書の変更

(要求水準書の変更)

第90条 乙は、本契約の締結後に合理的な必要が生じた場合（ただし、法令等の変更があった場合及び不可抗力による場合を除く。）、要求水準書の変更を甲に求めることができる。かかる場合、甲は、乙との協議に応じなければならない。甲は、かかる協議が整った場合、要求水準書の変更を行うものとし、この場合の委託料の支払額の変更については、甲と乙の合意したと

ころによる。

- 2 要求水準書を変更するときは、甲と乙で協議の上、変更内容に応じ、甲は要求水準書を、乙は本契約に基づき作成する各書面を、それぞれ変更する。

第6章 危険の負担等

(所有権)

第91条 本件施設の所有権は、甲に属する。また、本件施設の補修工事、更新工事等を行った場合においても、本件施設の所有権は甲に属する。

(第三者の損害)

第92条 乙は、その故意若しくは過失又は法令等の不遵守によって、甲又は第三者に人的又は物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する事由以外の事由により、長期包括運營業務の実施により第三者が損害を受けた場合（通常避けることのできない、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等を含む。）については、甲及び乙は協議を行い、当該損害額に係る両者間の負担割合を決定する。
- 3 前項の損害賠償は、まず乙が加入する保険（もしあれば）の保険金で支払い、なお不足するときは乙が当該損害額を当該第三者に対して支払う。甲は、乙からの請求に基づき、前項の規定による協議により決定した負担割合相当額を乙に対して支払う。

(法令等の変更)

第93条 乙は、本契約の締結日以降、法令等が変更されたこと（特措法等の改正を含む。）により、本契約に係る自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容の詳細を、書面で甲に通知しなければならない。この場合、乙は、法令等の変更が発生した日以降、当該法令等の変更により履行ができなくなった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。

- 2 甲及び乙は、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。
- 3 第1項の場合において、甲は、委託料の支払において、乙が履行義務を免れた義務について、乙が当該免除によって免れた費用を控除し、乙が実際に行ったその他の業務内容に応じた委託料の支払をすることができる。
- 4 乙は、本契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、長期包括運營業務に関して合理的な追加費用が発生した場合、甲に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を報告し、追加費用の負担方法等について甲と協議することができる。
- 5 前項の規定による協議が、協議開始の日から60日以内に整わない場合、甲及び乙は、以下の負担割合に応じて費用を負担する。

<u>法令等の変更</u>	<u>甲負担割合</u>	<u>乙負担割合</u>
本件施設及び本件施設と類似のサービスを提供する施設の整備又は運営に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等の変更（特措法等の改正を含む。）及び乙の合理的努力によ	100%	0%

ても吸収できない資本的支出を伴う法令等の変更の場合

上記記載の法令以外の法令等の変更の場合

0%

100%

- 6 前2項の場合、必要に応じて、甲と乙で協議の上、要求水準書、乙が本契約に基づき作成する各書面の改定等を行う。
- 7 甲が支払う委託料に係る消費税又は地方消費税の税率が変更された場合には、当該変更により生じた費用の増加分は、甲が負担する。
- 8 法令等の変更により、要求水準書、第20条に基づき整備する体制、第21条に基づき作成するマニュアル、本契約に基づき乙が作成する各計画書の変更が可能となり、かかる変更により乙の長期包括運營業務実施の費用が減少するときは、甲は、乙との協議により要求水準書、第20条に基づき整備する体制、第21条に基づき作成するマニュアル、本契約に基づき乙が作成する各計画書の変更を行い、委託料を減額する。
- 9 法令等の変更により本事業の継続が不能となった場合、過分の追加費用を要することとなった場合、又は第6項若しくは前項の協議が協議開始の日から60日以内に整わないときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。甲は、本項に基づき本契約の全部又は一部を解除し、当該解除により乙に損害が生じる場合には、本契約の終了に必要な費用（当該契約の終了と直接の因果関係を有するものに限る。）を賠償する。

（不可抗力）

第94条 不可抗力により、いずれかの当事者が本契約を履行できなくなったときは、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を行った当事者は、前項の通知をした日後に、かかる不可抗力の事由が止み、本契約の履行の続行が可能となる時まで、本契約上の履行期日における履行義務を免れるものとし、相手方当事者についても同様とする。ただし、甲及び乙は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。
- 3 第1項の場合において、甲は、委託料の支払において、乙が履行義務を免れた義務について、乙が当該免除によって免れた費用を控除し、乙が実際に行ったその他の業務内容に応じた委託料の支払をすることができる。
- 4 第1項の通知がなされた場合、必要に応じて、甲と乙で協議の上、要求水準書、乙が本契約に基づき作成する各書面の改定等を行う。
- 5 前項の規定による協議が、協議開始の日から60日以内に整わないときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。甲は、本項に基づき本契約の全部又は一部を解除し、当該解除により乙に損害が生じる場合には、本契約の終了に必要な費用（当該契約の終了と直接の因果関係を有するものに限る。）を賠償する。

（不可抗力による負担）

第95条 不可抗力による合理的な追加費用と損害が生じた場合において、長期包括運營業務につき、損害額及び増加費用額の合計額が、一事業年度につき、年間の委託料（運営変動費については、計画年間処理量により算出する。）の100分の1に至るまでは、乙が当該損害額及び増加費用額を負担し、これを超える額については甲が負担する。

(損害賠償等)

第96条 長期包括運營業務に関連して、甲の責めに帰すべき事由により、乙に損害が生じた場合、甲は、乙に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

2 乙は、本契約に従って長期包括運營業務を実施せず、又はその他本契約の定めるところに違反し、甲に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 本契約の規定による委託料の減額は、前項の規定による甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また、委託料の減額を、損害賠償の予定と解してはならない。

第8章 運営期間の終了

(新受託者への協力)

第97条 乙は、甲が事業期間終了後も本件施設を継続して利用する予定であることを理解し、事業期間終了後に本件施設の運営維持管理を行う第三者（以下「新受託者」という。）への業務の引継ぎを可能とするため、次の各号に掲げる事項に関し協力する。

(1)新受託者の選定に当たって、乙が所有する長期包括運營業務に係る資料（財務諸表や費用明細等を含むが、これらに限られない。）を開示すること。

(2)新受託者に対し、本件施設の状況を説明すること等の新受託者への引継ぎ（ただし、運営期間中に行うものとする。）。

(3)その他新受託者の円滑な業務の開始に必要な支援を行うこと。

(運営期間終了後の取扱い)

第98条 運営期間終了後1年の間に、本件施設が基本性能及び公害防止基準を満たしていないことが判明した場合には、乙は、その費用と責任において、改修その他本件施設が基本性能及び公害防止基準を満たすために必要な措置を講じるものとする。ただし、本件施設が基本性能及び公害防止基準を満たしていない状態が、乙が実施した長期包括運營業務に起因するものでないことを乙が明らかにした場合にはこの限りでない。

第9章 解除

(乙の債務不履行)

第99条 甲は、本契約に特に定める場合を除き、乙がその責めに帰すべき事由により、本契約又は要求水準書に従った本件施設の運営ができなくなったときは、乙に最長60日の猶予期間を与える。ただし、乙が再び本事業を継続することが事実上不可能と合理的に判断されるときは、この限りでない。

(甲の解除)

第100条 甲は、必要と認めたときは、90日前に乙に通知することにより、本契約を解除することができる。この場合、甲は、乙の損害を補償する。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対し催告することなく、本契約を解除することができる。

(1)正当な理由がなく、長期包括運營業務に着手すべき期日を過ぎても長期包括運營業務に

着手しない場合

- (2) 自己の責めに帰すべき事由により、運営期間内に業務が完了しないと明らかに認められる場合
 - (3) 長期包括運營業務を実施する上で必要な法令等の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられた場合
 - (4) 乙又は乙の業務担当責任者その他使用人が、甲の指示監督に従わず、又は甲の職務の執行を妨げた場合
 - (5) 第103条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出た場合
 - (6) 乙又は乙の代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、本契約の入札に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められる場合
 - (7) 本契約及び要求水準書に従った長期包括運營業務の履行を行わず、甲が前条の規定により最長60日（ただし、甲が本契約の規定に基づき60日より長い猶予期間を設けた場合は当該期間とする。）の猶予期間を設けて乙に請求しても乙が当該猶予期間内に本契約及び要求水準書に従った長期包括運營業務の履行を行わない場合
 - (8) 本事業を放棄したと認められる場合
 - (9) 乙に係る破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくは特別清算その他これらに類する倒産手続いずれかの手続について、乙の取締役会でその申立等を決議した場合、若しくはその申立てがされた場合、又は、乙が、支払不能若しくは支払停止となった場合
 - (10) 本契約に基づき乙が作成する各報告書において著しい虚偽の記載を行った場合
 - (11) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当することとなった場合
 - (12) 基本協定第6条第1項各号のいずれかに該当した場合
- 3 甲は、乙が本契約の義務を履行していないと認めた場合、30日以内に、乙に対し履行を催告し、催告期間内に改善されないときは、乙に通知することにより本契約を解除することができる。
- 4 乙は、本契約が解除されたときは、その管理する物品等を撤去し、本件施設を継続して使用可能な状態にして、速やかに本件施設を甲に明け渡さなければならない。

(違約金)

- 第101条 乙は、前条第2項又は第3項の規定により本契約が解除された場合は、契約保証金に相当する金額を、違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、頭書の契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。）があるときは、当該違約金の額から当該契約保証金の額を控除することができる。
- 2 前項の場合において、甲に発生した損害が前項の規定による違約金の金額を超過しているときは、甲は、乙に対し、当該超過部分についての損害賠償を請求することができる。
 - 3 前条第2項又は第3項の規定により契約が解除された場合は、契約保証金は甲に帰属する。甲に帰属した契約保証金は、甲の損害の賠償又は第1項の違約金に充当する。
 - 4 第1項及び第2項の規定により乙が甲に違約金及び賠償金を支払う場合において、甲は、違約金請求権及び損害賠償請求権と乙の委託料請求権その他甲に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴することができる。

(委託業務の一部解除)

第102条 運営期間中、甲は、甲が利用する必要がないと判断した本件施設の設備の一部（以下「不要設備」という。）に係る長期包括運営業務の委託に関する部分につき、本契約を解除することができる。

2 甲が、前項の規定により本契約を部分解除する場合には、乙と不要設備の利用停止に関し協議するものとし、乙は当該協議の結果に従って不要設備の利用停止に向けた必要な措置を講ずる。

3 第1項の場合において、甲は、第1項の解除により乙に費用又は損害が生じたときは、解除により必要となった費用（当該解除と直接の因果関係を有するものに限る。）を負担する。

（乙の解除）

第103条 乙は、甲が、本契約に基づく債務の履行を行わない事態を60日間継続したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

第10章 特許権等、著作権及び秘密保持

（特許権等）

第104条 乙は、乙が本件施設を稼働させ、処理対象物を処理（業務委託による場合も含む。）するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権又は使用権（甲から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得する。当該特許権等の詳細は、運営開始日までに定めるものとする。ただし、甲が当該実施権等の使用を指定し、かつ乙が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

2 乙は、委託料は、前項の規定による特許権等の実施権又は使用権の取得の対価、第3項の規定による実施権又は使用権の付与、並びに次条第5項の規定による成果物及び本件施設の甲による使用に対する対価を含むものであることを確認する。甲は、甲が乙に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を乙に請求しない。

3 第1項の規定により乙が取得した実施権又は使用権のうち、本契約終了後において、甲が本件施設を稼働させ、処理対象物を処理（業務委託による場合も含む。）するために必要なものについては、乙は、当該実施権又は使用権を甲に付与し、又は当該特許権等の権利者をして甲に付与せしめる。

（著作権の利用等）

第105条 甲が本契約に基づき乙に対して提供した情報、書類、図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、甲に帰属する。

2 乙は、成果物又は本件施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、当該著作物の引渡し時に、甲に無償で譲渡する。

3 乙は、甲が成果物及び本件施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作権者（甲を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

- (1) 著作者名を表示することなく、成果物の全部若しくは一部若しくは本件施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 本件施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 本件施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 本件施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 乙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 成果物及び本件施設の内容を公表すること。
 - (2) 本件施設に乙の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- 5 甲は、成果物（ただし、乙が提出したものに限る。以下同じ。）及び本件施設について、成果物及び本件施設が著作物に該当するか否かに関わらず、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

(著作権等の譲渡禁止)

第106条 乙は、自ら又は著作者をして、成果物及び本件施設に係る著作権の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第107条 乙は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。

2 成果物又は本件施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(秘密保持義務)

第108条 甲及び乙は、本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 本契約で公表、開示等することができると規定されている情報
- (2) 開示の時に公知である情報
- (3) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (4) 相手方に対する開示の後に、甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (5) 甲及び乙が、本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支

障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 甲と乙につき守秘義務契約を締結した甲のアドバイザー業務受託者及び乙の下請企業に開示する場合
- (5) 本事業の実施に必要な範囲で、甲に開示する場合
- (6) 甲が本件施設の運営に関する業務を乙以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合

(個人情報の保護)

第109条 乙は、本契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、関係法令等及び那須塩原市個人情報保護条例（平成20年那須塩原市条例第32号）を適用し、これらの規定に定めるところによるほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 長期包括運營業務を開始する際に、長期包括運營業務の従事者に長期包括運營業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らさないことを誓約した書類を作成させ、この書類を甲へ提出すること。
- (2) 長期包括運營業務の実施に必要な資料（以下「関係資料」という。）を甲が指定した目的以外に使用せず、また、第三者に提供しないこと。
- (3) 甲の許可なく関係資料の複写又は複製をしないこと。
- (4) 甲の許可なく関係資料を甲が指定する場所以外へ持ち出さないこと。
- (5) 長期包括運營業務の実施又は管理に関して関係資料に事故が発生した場合は、直ちに甲に報告すること。
- (6) 長期包括運營業務が完了したときは、直ちに関係資料を甲に返還すること。
- (7) 長期包括運營業務が完了した場合において関係資料の複写物又は複製物があるときは、当該複写物又は複製物を直ちに甲に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でないと思われる場合は、複写又は複製に係る情報を消去しなければならない。
- (8) 那須塩原市個人情報保護条例を遵守するとともに、この条例の内容を委託業務の従事者に周知させ、個人情報の保護が徹底されるように指導すること。

第11章 補則

(乙の権利義務の譲渡)

第110条 乙は、事前に甲の承諾を得なければ、本契約上の地位及び本契約に係る権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保権を設定し、又はその他の処分（譲渡予約権の設定を含む。）をしてはならない。

(遅延利息)

第111条 乙が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、遅延損害金を支払う。

- 2 前項の遅延損害金は、甲の指定する期間を経過した日から支払の日まで遅延日数に応じ法定率の割合で計算して得た額の利息（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）

を付した金額とする。

(管轄裁判所)

第112条 甲と乙は、本契約に関する当事者間の一切の紛争に関し、宇都宮地方裁判所の第一審に関する専属管轄に服することに同意する。

(本契約に定めのない事項)

第113条 本契約に定めのない事項については、甲及び乙が別途協議して定める。

別紙1 定義集

「委託料」とは、乙による長期包括運營業務実施の対価として、甲が本契約に従い乙に支払う運営固定費と運営変動費の合計金額（消費税を含む。）をいう。

「異常事態」とは、熱回収施設又はリサイクルセンターについて、基本性能が充たされない事態又は公害防止基準が充足されない事態をいう。

「運営開始日」とは、平成30年4月1日をいう。

「運営完了日」とは、平成35年3月31日をいう。

「運営期間」とは、運営開始日から運営完了日までの期間をいう。

「運営固定費」とは、委託料のうち、処理対象物の処理量に関係なく甲が乙に支払うものをいう。

「運営準備期間」とは、本契約締結日から運営開始日の前日までの期間をいう。

「運営変動費」とは、委託料のうち、処理対象物の処理量に応じて甲が乙に支払うものをいう。

「基本協定」とは、甲及び乙が、本契約の締結に関して締結した平成29年4月25日付け那須塩原クリーンセンター長期包括運營業務に関する基本協定書をいう。

「基本性能」とは、要求水準書第1 3(4)に定める本件施設の備え持つ施設としての機能をいう。

「既存運転事業者」とは、JFEエンジニアリング株式会社をいう。

「業務時間」とは、平日、祝日及び土曜日の9:00～17:00をいう。

「計画ごみ質」とは、要求水準書第1 3(2)に定めるごみ質をいう。

「計画年間処理量」とは、要求水準書第1 3(1)に定める計画年間処理量をいう。

「公害防止基準」とは、要求水準書第1 3(5)に定める熱回収施設及びリサイクルセンターの公害防止基準をいう。

「更新工事」とは、本件施設の劣化した機器又は装置を全交換することで、低下した性能又

は機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させることをいう。

「最終処分場」とは、那須塩原市一般廃棄物最終処分場をいう。

「事業提案書」とは、本事業の入札において、落札者として選定された乙が提出した入札書類一式をいう。

「自主防災組織」とは、乙が、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて整備する防災組織をいう。

「処理対象物」とは、甲が本件施設に搬入する廃棄物から処理不適物を除いたものをいう。

「処理不適物」とは、要求水準書別紙1に記載の廃棄物をいう。

「消費税」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税をいう。

「焼却主灰」とは、灰溶融施設運転停止状態時又は灰溶融施設運転中止状態時に熱回収施設を運転することにより生じる焼却灰をいう。

「成果物」とは、事業提案書その他事業契約に基づいて乙が甲に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。

「施工企業」とは、JFEエンジニアリング株式会社及び株式会社メタウォーターをいう。

「施工企業（熱回収施設）」とは、JFEエンジニアリング株式会社をいう。

「地方消費税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める地方消費税をいう。

「特措法等」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）、同法施行令、同法施行規則並びに同法に基づき定められる省令、告示、通知、基本方針及びガイドラインをいう。

「特定部品」とは、要求水準書別紙4に定める部品をいう。

「取扱説明書」とは、甲が所有する第2期ごみ処理施設（熱回収施設）建設工事完成図書中の取扱説明書及び第2期ごみ処理施設（リサイクルセンター）建設工事完成図書中の取扱説明書の総称をいう。

「入札説明書等」とは、甲が本事業の事業者募集のための入札に関して配布した平成29年4月25日付けの入札説明書（甲が公表した参考資料及びその他の補足資料を含む。）及び平成29年●月●日付けで配布した質問回答（ただし、要求水準書及び契約書案に関するものを除く。）をいう。

「熱回収施設等」とは、本件施設のうちリサイクルセンター以外の施設をいう。

「灰溶融施設運転中止状態」とは、灰溶融施設の通電状態、従業員の確保等の維持をやめた状態をいう。

「灰溶融施設運転停止状態」とは、灰溶融施設の運転を停止しているものの、灰溶融施設の通電状態を維持し、従業員の確保等を維持することにより速やかな再稼働に向けた準備をしている状態をいう。

「飛灰処理物」とは、飛灰のうち、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年7月3日厚生省告示第16号）に基づいて処理した飛灰をいう。

「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、甲乙いずれの責めにも帰さないものをいう。

「保守管理」とは、本件施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な小部品の取り換えなどの一切の管理をいう。

「補修工事」とは、本件施設の劣化した部分、部材、機器又は低下した性能若しくは機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させる補修又は部分的な交換をいう。

「法令等」とは、法律、命令、条例、政令、省令、規則、若しくは通達、行政指導、ガイドライン、又は裁判所の判決、決定、命令、仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定、判断、措置等をいう。

「本件施設」とは、那須塩原クリーンセンターをいう。

「要求水準書」とは、甲が本事業の入札において配布した平成29年4月25日付け那須塩原クリーンセンター長期包括運營業務要求水準書をいう。

「要求水準書等」とは、入札説明書等、要求水準書及び事業提案書を総称していう。

「要求水準書未達状態」とは、要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない状態及びその他本契約上の義務が履行されていない状態をいう。

別紙2 協定書の概要（特定部品にかかる協力事項及び条件等）

熱回収施設の特定部品リストは表-1に示すとおりである。

表-1 特定部品リスト（熱回収施設）

設 備	機器・装置・部品 名称	構造・形式	仕様	数量	他の事業 者への 納品期間	部品 供給	工事 推奨
燃焼設備	給じん装置	ローラ	S45C ほか	4/炉	3 か月	可	推奨
	燃焼装置	受けローラ	S45C ほか	12/炉	3 か月	可	推奨
	火格子	火格子	高加温耐熱耐磨耗鋳鋼	352/炉	4 か月	可	推奨
	炉体耐熱金物	サイドシール金物ほ か	高加温耐熱耐磨耗鋳鋼	2 炉分	4 か月	可	推奨
	焼却炉耐火物	定型及び不定形耐火 物	炭化珪素質煉瓦ほか	2 炉分	3 か月	可	推奨
燃焼ガス 冷却 設備	ボイラ	本体及び付着金物	単胴自然循環式	2 缶分	最大 1 年	可	推奨
	噴射ノズル	ノズル本体及びチップ	二流体式	3/炉	2 か月	可	不要
排ガス 処理設備	バグフィルタ (ろ布)	ろ布	パルスジェット式	190/炉	3 か月	可	推奨
	触媒	触媒	金属酸化物触媒還元方式	2 炉分	4 か月	可	推奨
余熱利用 設備	蒸気タービン	構成部品	衝動型復水タービン	一式	最大 1 年	可	推奨
灰出し 設備	飛灰処理装置（混 練機）	羽根、スクレーパ	パン型	2 基分	2 か月	可	推奨
	熔融炉本体	構成部品	電気抵抗式	1 炉分	最大 4 か 月	可	推奨
	熔融炉耐火物	定型及び不定形耐火 物	カーボン煉瓦ほか	2 炉分	3 か月	可	推奨
	スラグ冷却装置	双ロールほか	間接冷却方式	1 基分	5 か月	可	推奨
	メタル鋳銑機	モールド、ハンマヘ ッド		1 基分	3 か月	可	推奨
	熔融炉制御盤	制御ユニット、ソフ トウェアほか		一式	最大 4 か 月	可	推奨
計装制御 設備	監視制御装置 (オペレータコン ソール)	制御ユニット、ソフ トウェアほか		一式	最大 6 か 月	可	推奨
	自動燃焼制御装置	制御ユニット、ソフ トウェアほか		2 炉分	最大 4 か 月	可	推奨
	ごみクレーン自動 運転制御装置	制御ユニット、ソフ トウェアほか		一式	最大 4 か 月	可	推奨

施工企業（熱回収施設）は、乙が特定部品の供給、補修等を求めた場合には、合理的な理由なしにこれを拒否せず、その条件（価格及び納期を含むが、これらに限られない。以下「供給条件等」という。）について誠実に乙と協議する。この場合、施工企業（熱回収施設）と受託者との間における供給条件等は、表-1に記載のとおりとする。甲及び施工企業（熱回収施設）は、法令の変更、特定部品の素材価格の上昇等、合理的な理由がある場合には、相手方に対し、供給条件等の変更を申し入れることができる。この場合においては、甲、施工企業（熱回収施設）及び乙で協議の上、新たな供給条件等を定めるものとする。ただし、当該特定部品の製造ができない等の特段の事情が存在する場合には、施工企業（熱回収施設）は、当該特段の事情を甲に説明し、本件施設を従前の性能水準に従って稼働させるに十分な代替措置について誠実に乙と協議し、かかる措置の実施について合理的な理由なしにこれを拒否しない。

1. 委託料の構成

乙が本事業における事業契約書等に規定される業務を提供することにより、甲は乙に本件施設のうちリサイクルセンター以外の施設等（以下「熱回収施設等」という。）とリサイクルセンターに区分して委託料を支払う構成とする。これらの詳細を表-2に示す。

表-2 委託料の構成

支払対象施設	委託料の種類	対象となる費用等
熱回収施設等	『運営固定費Ⅰ』 ※長期包括運営業務に対して、処理対象物量の多寡に関係なく支払う対価	● 長期包括運営業務を行う上で必要となる全ての費用から、運営変動費を控除した金額とする。
	運転経費Ⅰ	● 処理対象物量の増減に関係なく必要な燃料費、薬品代等とする。
	維持管理費Ⅰ	● 保守管理費、修繕工事費等とする。
	人件費Ⅰ	● 長期包括運営業務に係る全人件費（運営変動費に含まれるものを除く）とする。
	その他経費Ⅰ	● 運営準備業務に係る一切の費用 ● 運転経費Ⅰ、維持管理費Ⅰ、人件費Ⅰに含まれないその他一切の運転固定費 ● 保険料。
	『運営変動費Ⅰ』 ※処理対象物量に応じて支払う対価 ※算出式は以下のとおり。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 【熱回収施設】 運営変動費Ⅰ =処理対象物量×変動費単価Ⅰ </div>	● 処理対象物量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（例えば、燃料費、薬剤費、消耗品費の一部等）。
リサイクルセンター	『運営固定費Ⅱ』 ※長期包括運営業務に対して、処理対象物量の多寡に関係なく支払う対価	● 長期包括運営業務を行う上で必要となる全ての費用から、運営変動費を控除した金額とする。
	運転経費Ⅱ	● リサイクル対象物量の増減に関係なく必要な燃料代、薬品代等とする。
	維持管理費Ⅱ	● 保守管理費、修繕工事費等とする。
	人件費Ⅱ	● 長期包括運営業務に係る全人件費（運営変動費に含まれるものを除く）とする。
	その他経費Ⅱ	● 運転経費Ⅱ、維持管理費Ⅱ、人件費Ⅱに含まれないその他一切の運転固定費
	『運営変動費Ⅱ』 ※処理対象物量に応じて支払う対価 ※算出式は以下のとおり。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 【リサイクルセンター】 運営変動費Ⅱ =リサイクル対象物量 ×変動費単価Ⅱ（品目ごと） </div>	● リサイクル対象物量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（例えば、燃料費、薬剤費、消耗品費の一部等）。

2. 委託料の支払方法

甲は、運営開始日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、月に 1 回乙に対して委託料を支払うものとする。乙は業務完了報告書を毎月終了後 10 日以内に提出し、甲は提出を受けた日から 14 日以内に承諾を通知する。乙は甲からの通知を受けた後速やかに請求書を甲へ提出する。甲は請求書を受領した日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

モニタリング結果を踏まえる前の支払額は、運営変動費Ⅰ及び運営変動費Ⅱ（以下「運営変動費」という。）を除いて毎月均等とする。なお、運営変動費は、計画処理量に基づき毎月 1 回仮払し、年度末に精算する。

なお、入札価格の算定に当たっては、計画年間処理量に基づく金額を用いるものとする。

3. 委託料の改定方法

(1) 改定の基本的な考え方

ごみ量変動、物価変動及び灰溶融施設稼働状態に応じて、以下のような方法により、長期包括運営業務費に反映させるものとする。委託料の種類別の改定の有無を表-3 に示す。

① ごみ量変動

熱回収施設等については処理対象物量と変動費単価Ⅰの積、リサイクルセンターについてはリサイクル対象物量と変動費単価Ⅱの積により求めることでごみ量変動を反映させる。

② 物価変動

運営固定費Ⅰ及び運営固定費Ⅱ（以下「運営固定費」という。）、運営変動費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させる。

③ 灰溶融施設稼働状態

甲は、熱回収施設の副生成物の放射能濃度等を原因として、灰溶融施設稼働状態の変更を乙に指示する。甲は、灰溶融施設稼働状態に応じて、乙の提案（入札図書のうち事業計画書）に基づき運営固定費Ⅰ、運営変動費Ⅰを改定する。

なお、甲は、灰溶融施設稼働状態について、灰溶融施設運転停止状態に変更する場合には、その変更予定日の 30 日前までに、灰溶融施設運転中止状態及び灰溶融施設運転状態に変更する場合には、その変更予定日の 180 日前までに乙にその旨を通知するものとする。

ア 灰溶融施設運転停止状態

灰溶融施設の通電状態、運転人員の確保等を維持することにより速やかな再稼働に向けた準備をしている状態を指す。この場合、乙の提案に基づき運営変動費Ⅰの改定を行う。

イ 灰溶融施設運転中止状態

灰溶融施設の再稼働を断念し、通電状態、運転人員の確保等の維持をやめた状態を指す。この場合、灰溶融施設の運転を中止することを考慮し、運営固定費Ⅰ及び運営変動費Ⅰ共に乙の提案に基づき改定を行う。

表-3 委託料の改定

委託料	改定の有無 (●：改定する、－：改定しない)			
	ごみ量変動	物価変動	灰溶融施設稼働状態	
			運転停止状態	運転中止状態
運営固定費	－	●	－	●
運営変動費	●	●	●	●

(2) ごみ量変動に基づく改定

運営変動費について、次式によりごみ量変動に基づく改定を行う。

$$\text{運営変動費 (円)} = \text{実績処理対象物量 (t)} \times \text{変動費単価 (円/t)}$$

改定の周期は、1年に1回とする。

なお、入札価格の算定に当たっては、本施設の計画年間処理量を上式に代入して得られる金額を用いるものとする。

(3) 物価変動に基づく改定方法

① 運転経費、維持管理費及び人件費の改定算式

運営固定費単価のうち運転経費、維持管理費及び人件費について、改定の周期を1年に1回とし、表-4に示す指標を用いて、以下の算式により物価変動に基づく改定を行う。改定率については、小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、乙の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、甲と乙で協議を行うものとする。

ア 1回目の改定

物価指数の平成28年4月から平成29年3月までの平均値を基準値とし、当該年度における物価指数の平均値との差が3%を超える場合には、以下の算式により、物価変動を当該年度の翌年度以降の運営固定費に反映させる。

a年度の運営固定費

$$= a \text{ 年度の改定前の運営固定費} \times \{ I'_{(a-1)} / I_{28} \}$$

I_n : 物価指数のn年度の4月からn年度の3月までの平均値

I'_{n} : 物価指数のn年度改定月から直近1年間の平均値

{ }内 : 改定率

イ 2回目以降の改定

前回の改定が行われた際(a年度)に基準値との比較に用いた物価指数($I_{(a-1)}$)を新たな基準値とし、その後の年度における物価指数の平均値と基準値との差が3%を超える場合には、以下の算式により、物価変動を当該年度の翌年度以降の運営固定費に反映させる。

b年度の運営固定費

$$= b \text{ 年度の改定前の運営固定費} \times \{ I'_{(b-1)} / I_{(a-1)} \}$$

{ }内 : 改定率

② その他経費の改定算式

運営固定費のうち、その他経費について、改定の周期を1年に1回とし、表-4 に示す指標を用いて、以下の算式により物価変動に基づく改定を行う。改定率については、小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、乙の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、甲と乙で協議を行うものとする。

ア 1回目の改定

物価指数の平成28年4月から平成29年3月までの平均値を基準値とし、当該年度における物価指数の平均値との差が3%を超える場合には、以下の算式により、物価変動を当該年度の翌年度以降の運営固定費に反映させる。

a年度の運営固定費

$$= a \text{ 年度の改定前の運営固定費} \times \{ I'_{(a-1)} / I_{28} \}$$

I_n : 物価指数のn年度の4月からn年度の3月までの平均値

I'_{n} : 物価指数のn年度改定月から直近1年間の平均値

{ }内 : 改定率

イ 2回目以降の改定

前回の改定が行われた際(a年度)に基準値との比較に用いた物価指数($I_{(a-1)}$)を新たな基準値とし、その後の年度における物価指数と基準値との差が3%を超える場合には、以下の算式により、物価変動を当該年度の翌年度以降の運営固定費に反映させる。

b年度の運営固定費

$$= b \text{ 年度の改定前の運営固定費} \times \{ I'_{(b-1)} / I_{(a-1)} \}$$

{ }内 : 改定率

③ 変動費単価の改定算式

変動費単価Ⅰ及び変動費単価Ⅱ(以下「変動費単価」という。)について、改定の周期を1年に1回とし、表-4 に示す指標を用いて、以下の算式により物価変動に基づく改定を行う。改定率については、小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、乙の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、甲と乙で協議を行うものとする。

ア 1回目の改定

物価指数の平成28年4月から平成29年3月までの平均値を基準値とし、当該年度における物価指数の平均値との差が3%を超える場合には、以下の算式により、物価変動を当該年度の翌年度以降の変動費単価に反映させる。

a年度の変動費単価

$$= a \text{ 年度の改定前の変動費単価} \times \{ I'_{(a-1)} / I_{28} \}$$

I_n : 物価指数のn年度の4月からn年度の3月までの平均値

{ }内 : 改定率

イ 2回目以降の改定

前回の改定が行われた際（a年度）に基準値との比較に用いた物価指数（I（a-1））を新たな基準値とし、その後の年度における物価指数と基準値との差が3%を超える場合には、以下の算式により、物価変動を当該年度の翌年度以降の変動費単価に反映させる。

$$b \text{ 年度の変動費単価} = b \text{ 年度の改定前の変動費単価} \times \{ I' (b-1) / I (a-1) \}$$

{ }内 : 改定率

表-4 物価変動に基づく改定に用いる指標

構成	構成内容 ／改定の対象	使用する指標
運営固定費	運転経費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学製品」 （日本銀行調査統計局）
	維持管理費	「消費税を除く国内企業物価指数／一般機器」 （日本銀行調査統計局）
	人件費	毎月勤労統計調査「賃金指数（現金給与総額） ／調査産業計」（厚生労働省）
	その他経費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」 （日本銀行調査統計局）
運営変動費	変動費単価	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」 （日本銀行調査統計局）

4. 灰溶融施設稼働状態に基づく改定方法

① 灰溶融施設運転停止状態

変動費単価 I について、灰溶融施設運転停止状態の期間と乙の提案に基づき改定を行う。

② 灰溶融施設運転中止状態

運営固定費 I 及び変動費単価 I 共に灰溶融施設運転中止状態の期間と乙の提案に基づき改定を行う。

5. 委託料の支払金額

① 運営固定費

委託料のうち運営固定費の毎月の支払金額を表-5 に示す。

なお、運営固定費が物価変動及び灰溶融施設稼働状態に基づき改定された場合は、改定後の金額に従うものとする。

② 運営変動費

委託料のうち運営変動費の毎月の支払金額を表-6 に示す。

なお、運営変動費がごみ量変動、物価変動及び灰溶融施設稼働状態に基づき改定された場合は改定後の金額に従うものとする。

表－5 運営固定費の支払金額

(受託者決定後、受託者の事業計画書に従い整理する。)

表－6 運営変動費の支払金額

(受託者決定後、受託者の事業計画書に従い整理する。)

別紙4 モニタリング

1. モニタリングの基本的な考え方等について

(1) モニタリングの基本的考え方

甲は、本事業について、指名通知時に甲が提示した要求水準書及び乙が作成した事業提案書並びに運営マニュアル（以下「要求水準書等」という。）に基づいて適正かつ確実な運營業務の水準の確保がなされているかどうかを確認するため、乙により提供される本業務の水準を監視、測定、評価する。モニタリングにより要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運営費の減額、契約解除等の措置を行うものとする。

(2) モニタリング方針

本事業におけるモニタリングの方法は乙が行うセルフモニタリングに基づく本事業についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で甲は随時のモニタリングを行うことができるものとする。

(3) 減額に関する基本的考え方

減額は以下の方針に基づいて行うものとする。

- 乙の行う業務において要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行があった場合に減額する。
- 減額の程度は、減額により本事業そのものが損なわれること等がないよう、適切な業務改善を乙に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとする。
- 減額措置は、異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他本件性能要件の未達により、本件施設の全部又は一部の運転を停止した場合（甲の指示により停止した場合を含む。ただし、本件施設から生成される副生成物及び生成物の放射能濃度等を原因として甲の指示により灰溶融施設の運転を停止又は中止する場合は含まない。）の減額（以下「運転停止型減額措置」という。）と運転を継続できるが要求水準書等に規定する業務水準が達成されていないと判断した場合の減額（以下「運転継続型減額措置」という。）に分けて行うものとする。
- 軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、乙が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額若しくは減額ポイントが付されない仕組みを基本とするものとする。
- 熱回収施設における業務不履行とリサイクルセンターにおける業務不履行は個別に考え、減額もそれぞれについて個別に行うものとする。仮に熱回収施設で運転停止となった場合でもリサイクルセンターで運転を継続していれば、熱回収施設についてのみ措置を行い、リサイクルセンターについては措置を行わない。

(4) 減額システムの運用について

本事業における運転停止型減額措置の場合は、ただちに運営費の減額となるが、運転継続型減額措置の場合は、適切な改善を乙に促すための経済的動機付けとして規定するものであることから、軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、乙が自ら改善措置を採り、一定の改善期間の中で速やかに解決することが望ましいと甲は考えている。そのため、甲と乙の間でこうした問題を効率よく解決できる機能を有する協議組織・体制等の構築を期待している。

2. 運転停止型減額措置

(1) 削減額の算定方法

① 減額等の措置を講ずる状態

異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他本件性能要件の未達により本件施設の全部又は一部の運転を停止した場合。

② 減額措置の手順

ア 復旧手続

甲と乙は、次の手順で施設の復旧に努めるものとする。

- (1) 本件施設が運転停止レベルに至った原因と責任の究明
- (2) 乙による本件施設の復旧計画の提案（甲による承諾）
- (3) 本件施設の改善作業への着手
- (4) 本件施設の改善作業の完了確認（甲による確認）
- (5) 復旧のための試運転の開始
- (6) 本件施設の運転データの確認（甲による確認）
- (7) 本件施設の使用再開

なお、停止基準を逸脱した理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続にすることが可能であるものとする。

- (1) 本件施設が停止レベルに至った原因と責任の究明
- (2) 本件施設の改善作業への着手
- (3) 本件施設の改善作業の完了確認（甲による確認）
- (4) 本件施設の運転データの確認（甲による確認）
- (5) 本件施設の使用再開

イ 減額の算定方法

(減額) = (1日当たりの運営固定費：円/日) × (減額率：20%) × (停止日数：日)

ただし、「1日当たりの運営固定費：円/日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

3. 運転継続型減額措置

(1) モニタリング手法の確定の手続

運転継続型減額措置の場合は、ただちに事業費を減額する運転停止型減額措置の場合と異なり、適切な改善を乙に促すための経済的動機付けとして規定するものである。そのため、まず甲と乙はモニタリング手法を以下の手続に基づいて合意して確定し、当該モニタリング手法を運用するものとする。

- 要求水準書等に基づき、要求水準書未達となる基準を詳細化する。
- 乙は品質管理（PDCA サイクル）を行うものとし、品質管理方針・品質管理プログラム等の策定、業務の手順化の一環として「運営マニュアル」を作成し、業務執行体制の構築を行うとともに、自己監査（セルフモニタリング）を業務監査（日常、随時及び定期モニタリング等）に位置付けるものとする。
- 乙は、自らが行う品質管理を前提として、②に示す甲のモニタリング方針を踏まえた上で、協議組織・体制、モニタリングに関する各種報告様式等を市に提案し、甲と協議の上、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用するものとする。
- なお、運営マニュアルは、乙自らの業務の実施のために作成するものであり、これを遵守することにより乙が免責となるものではない。

(2) モニタリングの方法

① 乙によるモニタリング

乙は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、運営業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、事業契約書に定める運営業務についての各種報告書をそれぞれ期日までに作成して甲に提出するものとする。

② 甲によるモニタリング

甲は、自己の責任及び費用で、乙が実施する業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

ア 定期モニタリング

甲は、自らの費用において、乙が毎月 10 日までに提出する業務完了報告書の内容が要求水準書等を満たしているか確認し、受領後 14 日以内に当該運転報告書の対象となる月の業務状況につき乙に通知する。乙は甲が行うモニタリングにつき、甲の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、業務完了報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、乙の提案に基づき契約後に甲と乙が協議の上決定する。

イ 随時モニタリング

甲は、必要に応じて自らの費用において、業務完了報告書による確認とは別に随時モニタリングを実施することができる。随時モニタリングにおいては、乙は当該説明及び立会い等について最大限の協力するものとする。

ウ 本施設の周辺環境モニタリング

甲は、自らの費用において、本施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施でき、乙は、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。

(3) 削減額の算定方法

① 減額等の措置を講ずる状態

定期モニタリングの結果、要求水準を満たさないと甲が判断した場合。改善措置が必要となる状態の例は表-7に示すとおりである。

ア (水準1) : 本件施設の運営に当たって明らかに支障がある場合

イ (水準2) : 本件施設の運営に当たって利便性を欠く場合

表-7 運転継続型減額措置が必要となる状態(例)

運営費の区分	改善措置が必要となる状態の例
運営固定費	■水準1 ・火災等の重大な事故 ・災害時の対策不良 ・安全措置の不備による労働災害、人身事故等の発生 ・熔融スラグ等の品質未達 ・故意による業務放棄 ・業務の未実施 ・運転報告書の虚偽記載
	■水準2 ・見学者対応の不備 ・日常清掃、除草状況の履行水準の未達 ・諸室や道路側溝の清掃状況の履行水準の未達

② 減額措置の手順

ア 業務改善手続

運転を継続できるが業務水準が要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行に至ったと判断した場合、甲と乙は、次の手順で業務の改善に努めるものとする。

(図-1 参照)

- (1) 甲は要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。
- (2) 要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行に至った原因と責任の究明
- (3) 乙による業務改善計画の提案（甲による承諾）
- (4) 業務改善作業への着手
- (5) 業務改善作業の完了確認（甲による確認）

なお、業務水準が要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行に至った理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続にすることが可能であるものとする。

- (1) 甲は要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。
- (2) 要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行に至った原因と責任の究明
- (3) 業務改善作業への着手
- (4) 業務改善作業の完了確認（甲による確認）

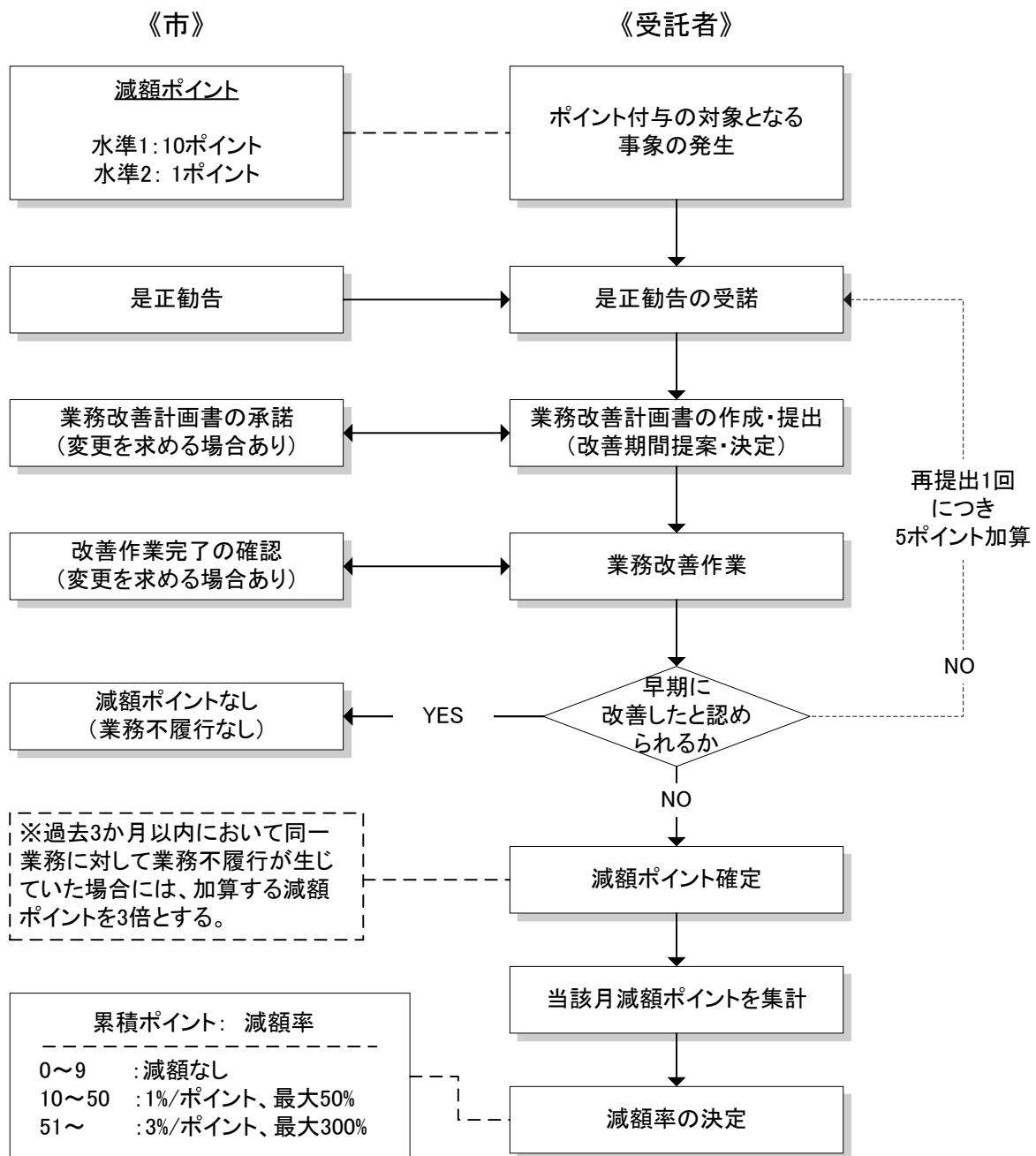


図-1 運転継続型減額措置の手順

イ 減額の算定方法

$$(\text{減額}) = (\text{1日当たりの運営固定費：円/日}) \times (\text{減額率：}\%)$$

ただし、「1日当たりの運営固定費：円/日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

ウ 減額率

- 状況に応じた減額のポイントは表-8のとおりとする。ただし、軽微な不履行で乙が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することができた場合には減額ポイントは付さないものとする。
- あらかじめ定めた改善期間内に改善作業の完了が確認されなかった場合には、甲は再度是正勧告（第2回）を行い業務改善計画書の再提出を求め、改善が認められるまで上記手続を繰り返す。なお、業務改善計画書の再提出が必要な場合はその都度5ポイントを加算する。
- 過去3か月以内において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額ポイントを3倍として加算する。
- 月毎に累積ポイントを集計する。
- 累積ポイントに応じて減額率（表-9参照）を算定し、決定する。
- 累積ポイントは次月には持ち越さない。

表-8 減額ポイント

水準未達の状況	減額ポイント
水準1	水準未達と認定された場合に10ポイント
水準2	水準未達と認定された場合に1ポイント

※過去3か月において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額ポイントを3倍として加算する。

表-9 減額率

累積ポイント	減額率
0~9	減額なし
10~50	(累積ポイント) × (1.0%/ポイント)、最大50%
51~	(累積ポイント) × (3.0%/ポイント)、最大300%

特許権等の使用

【甲と乙の間で協議の上、記載する。】